明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. V. MAY, 1902.
VOL. XV.

明治廿一年五月創刊

監獄協會雜誌

明治三十五年五月二十日發行

第拾五卷
第五號

監獄協會發行

印刷所　東京市麹町區內幸町一丁目五番地　惠愛堂

第十五卷第五號目次

○會　說……（一　頁）
●行刑ヒより觀察したる改正刑法案の批評
行刑猶豫の規定に就て（前號の續）……（一五頁）
○論　說
●犯罪者の改善（客月十九日於本會茶話會）……ヒュース孃演說
……伊藤重吉君譯
●慈善慈惠會に就て（前號の續）
……名古屋控訴院檢事長藤堂驥君
●監獄建築談（於三月本會目次茶話會）……千賀正澄君
○雜　錄
●監獄教誨所感……伊東思恭君
●監獄食糧調查委員の設定を望む……印南生
●獄事所感……別天ヒ
○統　計……（四八頁）
●明治三十五年三月末日現在全國在監人員表
●同府縣別表
●同外國人國籍區別表
●同四人刑名區別表
○雜　報（數十件）……（五四頁）
○出獄人保護惡少年感化……（六三頁）
●松見多聞氏の事業を紹介す……武田慧宏君
○叙任辭令……（六六頁）
○法　令……（六六頁）
○寄　書……（六六頁）
●刑事訴訟法草案を讀む……鶴泉鞠浦生君
○雜報追加……（六八頁）
○會　報……（六九頁）

第十五卷第四號目次

○會　說……（一　頁）
●行刑上より觀察したる改正刑法按の批評
○論　說……（一三頁）
●清浦會頭演說（本月七日本會茶話會席上に於て）
●愛知慈惠會に就て……名古屋控訴院檢事長藤堂驥君
（同上）……印南於菟吉
●無期刑廢止論
○雜　錄……（三二頁）
●監獄改良談……英國ヒウス孃
●監獄談……別天生
○統　計……（四二頁）
●明治三十五年二月末日全國在監人員表
●同府縣別表
●同外國人內譯表
●全國四人刑名別表
●控訴院所在地上訴人員表
○雜　報……（四九頁）
●三十五年度豫算に就て●逃走及上訴取下刑期計算方●作業規程の解釋●在監人被服臥具●典獄聯合會●茶話會●特赦人名●假出獄人名
○法　令……（六三頁）
○叙任辭令……（六三頁）
○地方通信……（六四頁）
●香川縣通信
●高知縣通信
○寄　書……（六四頁）
●四人看讀者語の撓撑……埼玉縣文武講習會報告
●謹て小河先生に教を乞ふ……岐阜縣監獄署柴田俊三
○會　告……（六七頁）

監獄協會雜誌第十五卷第五號　（明治三十五年五月二十日發行）

會　說

○行刑上より觀察したる改正刑法案の批評

行刑猶豫の規定に就て　（前號の續）

抑も條件付裁判の祖國は米國にして即ち同國マサチユセツツ洲に於て施行したるものを以て創始となし成績の顯著なるもの亦た實に米國に於て之を實驗することを得たり而して其好成績を收め得たること則ち歐州大陸をして亟誕して以て其方法を繼受するに至らしめたるものなりと信ず酬て米國に於て顯著の成績を收めたる所以の原因を考ふるに米國に所謂條件付裁判法なる所のものは其性質彼の佛國白耳義等に於ける Condamnation conditionelle 又は諸威及び我か刑法草案採用する所の Bedingte Strafeerlass に異りまた裁判を下さゝる前に於ける一の恩惠處遇に屬し且つ裁判官と被告人の間には特別なる一機關（即ち監察委員 Probation officer）の設けありて豫め個人の性情其他の關係を詳悉したる上に於て果して當該者に對して宣告

を猶豫するの適當なるや否やの意見を提出せしめ若し猶豫を言渡したる場合に於ては該委員をして猶豫期間内嚴重に其行狀を監督せしむ而かも其實際に就て之を言へは所謂監査委員なる所の者は當該者に對して獨り其行狀の眞否を監察するのみならず常に種々の方法手段に依て之を保護し或は生業を授け訓戒を加へ或は屢々自ら訪問し或は親しく其家事の爲めに奔走の勞を取り成るへく其正路に就て眞民的生活の事に馴致せしめんことを計る即ち監査委員なる所の者他面にはまた其被監察者の眞友たり協議者たり保護者たるものと謂ふべく其保護の目的を達するの手段としては被監視者に對し酒舖若くは遊樂場に出入するの禁を强制するの職權を有す曾て其實況に就て調査したる所の人に就て之れを聞くに所謂監査委員なる所の者は多くは地方の名望家慈善家等にして進んで自ら好意的に其職務を執らんことを欲する者を以て之れに充つるか故に監察保護すへて其宜しきに適し委員と被監察者との關係は恰かも子の父に對し將た徒弟の師傅に對するか如くなりと一旦、罪惡に陷り再三監獄に出入する所の惡漢すら苟くも保護其宜しきを得れは之を矯正感化して眞民たらしむること必ずしも至難に非らす況んや未た罪惡に浸染するの深からさる者に於てをや斯くの如くにして條件付猶豫規定の効果の顯著なるものありしは蓋し必然の結果なりと謂ふべし余輩を以て之を見れは其効果は條件付猶豫其物に基くに非らずして寧ろ執行の方法殊に監察保護の親切且つ周到なるに由るものなりと斷言するの適當なるを信ず然るに白耳義を始め歐洲大陸諸國か相襲て繼受採用したる所の方法は全く母法の精神を剝落して僅かに其形骸のみを存留したるものに同しく裁判宣告の猶豫は一變して宣告成立の猶豫となり更らに三變して行刑の猶豫となり曾たに適用すへき犯罪の種類の廣濶なるのみならす毫も犯罪者個人の眞相を精査するの設備あるに非らずまた米法の骨子たる猶豫期間内に於ける保護監査の方法あるに非らす殊に我か草案の規定する所に由て之を見れは行刑猶豫を適用し得る所の者は禁錮以上の自由刑の言渡を受けたる所の初犯者にして其言渡を受けたる當該者は猶豫期間内更らに禁錮以上の刑に該當する罪を犯すに非らされは放蕩無頼惡僻を矯めず生業を修めさるか如きは言ふを俟たす罰金拘留等に該當する犯罪行爲あるも猶豫の恩典を剝奪せらるゝことなきの規定なり是を以て之を米法裁判猶豫の規定に比するときは其間著るしき寬嚴精疎の差異あるを知るへきなり余輩を以て之を見れは總へての犯罪行爲を以て絶對的猶豫を停止するの條件たらしむるの適理たるを認むる能はざると同時に一方には又法律に違犯せさる不謹愼不行跡等の行爲を以て猶豫停止の條件たらしめさるの不法なるを信す米國にあつて能く猶豫規定の効果を收め得たる所以のものは主として不謹愼不行跡等行爲を恩典停止の條件として其素行の矯制を督勵したるにあり然るに白耳義佛蘭西等か之を繼受するに方つては此要點を看過して漫然唯た犯

罪行爲を以て猶豫停止の條件となすに至れり斯くの如くにして到底米國に於て收め得たるか如き豫期の効果を奏し得べかちさるは勿論なり是を以て白耳義佛蘭西等に次ひで猶豫規定を採用したる各國の立法例に依れは例令ひ米國の如く特別なる監査委員なるものゝ機關を設くるに至ちさるも自ら他の方法を以て當該者の素行を監督し犯罪の有無に拘はらす其素行の修まらさる一事を以て猶豫停止の條件たらしむるに至りたるものゝ如し我か刑法草案の起草者か此立法の傾向を察せさりしは余の窃かに怪惜に堪へさる所にして殊に其禁錮以上の自由刑に限り獨り拘留刑を除外したるの理由に至つては殆んと之を了解するに苦まさるを得す抑も行刑猶豫の規定は短期の自由刑を代償せしむるの目的に出てたるものにして監獄に於ける短期自由刑執行の弊害を矯正せんと欲するの旨趣に外ならす起草者も亦た明かに其改正案參考書の中に其趣旨を宣言せり果して然らは如何なる理由を以て最も短刑期なるへき拘留に該當すへき犯罪に對して獨り此規定の適用より除外せんとは欲したるか起草者或は拘留を執行すへき場所則ち拘留場なるものは監獄に非らす短期刑執行の弊害は獨り監獄のみに限りて拘留場には此弊害なしと信するか拘留場を監獄の一部と見做すへきや否やは固とより立法論に屬すと雖も均しく自由刑を執行する所の場所なるか故に實質に於て監獄の一部たるへきは論を俟たす殊に監獄より之を分離するとなすも性質上到底監獄の如く其設備を全からし

むる能はさるは勿論にして若し起草者か放言して憚らさるか如く(改正刑法草案參考書四十三頁)監獄なるもの果して犯罪研究學院なりとせは設備の一層不完全なるへき拘留場の如きは監獄以上の犯罪研究所たるへきは少しく行刑事情に通する者の容易に之を認識し得る所なりと信す獄制の改良進歩せる歐米各國に於て今日尙ほ動もすれは監獄は犯罪研究所なりとの聲を聞くは事實なりと雖も其所謂犯罪研究所なりとの非難を免かれさる所の監獄は各小都會地方の裁判所又は警察官署に附設散在する所の小監獄即ち拘留場の如きを指して之を稱するなりされは各國に於て行刑猶豫の規定を採用して之を適用せんと欲するの目的物は多く斯る不完全なる小監獄に於て執行すへき輕微の犯罪を主とし拘留を以て論すへき微罪の如きは殆んと一も之を除外したるものあらさるのみならず該制度の祖國たる米國にあつては或は暴飲罪の如き或は賣淫の如き其他爭鬪、日曜違犯等性質上拘留を以て處分すへき種類の犯罪に對して最も多く適用するの實況なるに非らずや是を以て之を見るも我が改正案に於て獨り拘留を除外したるの一事は余の最も了解に苦まさるを得さる所なりとす

罰金刑に對しても亦た行刑猶豫の規定を適用すへきや否やは目下の疑問に屬す前段にも開陳したるが如く行刑猶豫なるもの畢竟短期自由刑執行の弊害を救濟するの必要に生じたる變例なるか故に直接の必要を感せさる財產刑に對してまで此變

例を適用すること或は行刑猶豫の旨趣を戻るの嫌ひなきに非らず是を以て近年新たに此行刑猶豫の規定を採用したる所の國若くば是れより採用せんと欲する各國の立法例に依れば財產刑を以て一般に猶豫規定の適用より除外せんとするものゝ如し我か改正案も亦た財產刑を除外に置き其理由として說明する所に曰く

本條に於て禁錮又は懲役のみの執行を猶豫し比較的輕き罰金に付き此法制を認めさりしは罰金を言渡されたる者は監獄に出入することなきを以て監獄に於て犯行の習性を養成する虞なく從て因りて自暴自棄の念を發し遂に罪を累犯するに至る如き結果を生ずる憂なきを以てなり(參考書四五頁)

余輩も亦た大體に於て起草者と其所見を同ふすと雖とも然れとも監獄に出入せしめさるのみを以て行刑猶豫の旨趣とは言ふべからす若し之を以て絕對唯一の目的なりとすれば完全なる組織を具備せる監獄を有し其執行に由て犯罪者累犯に陷るの弊を杜絕し得るの見込確乎なりとならば行刑猶豫は終に之を適用すること能はずと云ふに歸着せざるを得ず然るに監獄の良否如何に拘はらす尙ほ行刑猶豫を適用し得る所以のものは刑事政策の大觀上其刑を執行するは寧ろ執行せさるに優さる所の積極的必要の理由あるを以てなり然らは則ち財產刑と雖も若し刑事政策の上より觀察して之を執行するは寧ろ執行せざるに優さるの理由あるを認定せは罰金に對しても亦た行刑猶豫を適用するを妨げさるに非らずや罰金も亦た刑罰なる以上は相當の痛苦も亦た之れに伴はさるを得す若し起草者の口吻を假て之を言はゝ刑罰に觸るゝことは人生至大の汚辱なり若し一旦此大汚辱を受けて之を忍はさる可らさりしとすれは抑も何の汚辱か之を受くることを忍ふへからさらん罰する必要なき犯人に其刑を執行せしむるは更らに他の犯行を敢てする蛮勇(!?)を助長するに外ならず云々是は豈に啻だに自由刑のみならんや殊に我か改正案か行刑猶豫の規定を採用するに至りたる理由として冒頭第一に宣言する所の一節に曰く

犯罪必罰は報復主義を採用する刑法の題目にして報復主義を採る刑法は既に數世紀以前の遺物に屬す盖し一國の刑法を設けて犯罪を訴進し科刑するは其目的とする所一に其社會團體の秩序を維持するにあり秩序維持に必要なる限度以外に犯人を痛苦せしめんとするに非らす即ち總ての犯人を必罰するに非らすして秩序の維持上罰せさる可らさる犯人のみを罰するに在り

と余輩は今日に至るまて講壇上の論議としては屢々之を耳にし又自ら之を主張したるのみならず近世刑事立法の方針の漸次此に傾きつゝあるを認むる者なりと雖も斯くまで斷乎たる立法の精神をば我か責任ある刑法立法者の口より聽くことを得たるは寧ろ余の非常に意外の感なき能はさる所なりと謂はさるを得す斯くの如く立法者既に社會秩序の維持上、罰せさるべからさる犯人のみを罰し其限度以外

に犯人を痛苦せしめんとするにあらすとの旨趣に由て行刑猶豫の規定を設けたりとならは罰金と雖も亦た自由刑と同じく必ずしも全部社會の秩序維持の上より之を罰せさるへからさるものゝみなりとも斷言する能はさるへく重き自由刑に該當すへき犯罪に就てすら中には秩序維持の上より必罰を要せさるものありとならは況んや輕き罰金に就て必罰を要せさるもの一層多かるへきは自明の理なり然るに反つて罰金は必らす之を罰し自由刑は場合に由て其執行を猶豫すへしと謂ふ抑も矛楯の甚しきものに非らずや況んや下層多數の人民に取りては罰金を科せらるゝことは却て自由刑を執行せらるゝに優さるの痛苦を感するの實況なるに於てをや是は現行刑法施行の今日に於て如何に多數の罰金處刑者か自ら請ふて自由刑の換刑處分を請ふに至るかを見ても之を知るを得へく畢竟罰金刑執行の痛苦に堪へさる爲めなりと謂ふへし若し果して立法者の意思にして秩序維持に必要なる限度以外に犯人を痛苦せしめんとするに非らずとならは宜しく罰金刑に對しても亦た自由刑と同じく公平に行刑猶豫の恩典を適用すること佛國白耳義等の如くなるを適當なりと信す

前段陳述する所あるか如く罰金刑に對しては往々之を適用の除外となしたる立法例なきに非らすと雖も是は多く白耳義に於ける實際執法上の失敗に鑑みたるものにして正當の理論に基きたるものに非らす後段を參考すへし然かも罰金を納還しに

得ざるか爲めに自由刑に換刑したる場合に於ては其自由刑に對しては則ち行刑猶豫の規定を適用するを得せしむること大概皆な然らさるはなし余の記憶する所に依れは我か改正案も亦た曾て罰金の言渡を受け納還すること能はさる爲め留置すへき者に就ては日數の如何に拘はらす其執行を猶豫すとの規定ありしと信ず其之れあるは現改正案の如く全く之を刪除したるものに比し寧ろ大に勝されるは當然なりと雖も猶ほ換刑の場合に適用して反て其本刑を除外するは其結果偶ま罰金の不納者を奬勵し恩惠するの不條理に陷らさるを得す故に適當の理論より之を言へは先つ前提として本刑たる罰金に對して行刑猶豫を適用すへきことを決定し而して以て之を換刑の場合にも亦た之を適用すへきことの當然なるを信す然るに我か現案に於ては本刑及ひ換刑とも兩つながら之れに對して全く行刑猶豫の適用より除外せるは是れ亦た余の大に了解に苦まさるを得さる所なり立法者或は言はん現案に依れは罰金又は科料に對し換刑處分の規定なし則ち若し納完せさる者は唯た之を勞役場に留置するに過きす留置處分は自由刑と其性質を異にするものなるか故に行刑猶豫の規定を適用する限りに非らすと一片、緑卓上の議論としては余輩も亦た謹んで其命を聽く換刑主義を排斥したる立法者の說明に曰く

罰金又は科料を以て輕禁錮又は拘留に換ふるの現制は被告人(囚人の誤か)は徒らに縲中に呻吟するに止まり國家は因りて却て幾分の經費を損耗することいなり

金刑本來の趣旨に反すること甚しく其實益も亦た極めて僅少なりとす是を以て改正案は第二の方法を採り罰金又は科料を納むること能はさる犯人は之を他の刑に換ふることを廢し勞役場に留置して其自由を制限すると共に便宜勞役に從事せしめ其利得を以て罰金又は科料の幾分に充てんことを期し(?)たり(參考書二五頁)

單純の理論としては實に金玉の名論なりと謂ふべし思ふに所謂勞役場なるものゝ組織及ひ管理の方法に就ては起案者の胸中自ら十二分の成算あるへしと雖も實際に於て果して能く金刑徵收の目的を全ふし勞役場をして自由刑執行の場所たる普通の監獄と其の實質を異にして一面には之れに因て以て國家は罰金又は科料の幾分に充つるを得るの利得を收め一面には財產なき者をして常に自由刑に處せらるゝの不幸(現行法の如く)を免れしむることを得るや否や此理想は夙に歐洲各國に於ける立法者の間にも亦た行はれし所にして多少其性質に於て異る所あるも所謂自由刑以外の處分法として各國大概勞役場なるものゝ設けあらさるなし然れとも其所謂勞役場なるものに就て余輩の實際に調查する所及ひ實務家其他其實況を詳悉する所の諸學者の說に依て之を見れは普だ實質に於て自由刑執行の場所たる監獄と相異ならさるのみならす收人の上に將た規律の上に其他一般に於ける管理組織の上に到底普通監獄の設備の完全なるが如くなる能はす即ち勞役場なるもの名義こそ自由刑執行の場所に非らずと雖も實際に於て其拘禁處分を受くる者に取りては自由刑を執行せらるゝに優さる痛苦を感せさるを得す起案者は曰く勞役場處分に由て現行制度の如く徒らに換刑(拘留又は輕禁錮即ち定役を課せさる自由刑)に處し當該者をして獄中に呻吟するの不幸を免れしめんことを期すと獄中に呻吟するの不幸は果して勞役場に留置して其自由を制限する(即ち獄中に呻吟するの不幸)と共に便宜勞役に從事せしめ(現行制度に於て當該者の希望に依り適當の作業に從事するとを許する)其利得を以て罰金又は科料の幾分に充て(現行制度に於ては希望就役者に對しては特に割合の多き工錢を下附す若し改正案の如くならは當該者は如何に粒々刻苦して就役するも終に半錢の工錢をも得る能はさるべし)んことを期せらるゝの不幸よりも尙ほ輕かるへしと謂ふを得るや否や苟くも常識ある所の者は其何れか不幸且つ痛苦の大なるかを判斷するを得べし(換刑處分の利害勞役場の得失に就ては大に余の意見ある所なれども本問題に直接の關係なきが故に此には之を論せす)當該者の痛苦は尙之を忍ぶべしとするも監獄より一層其組織の不完全なるべき勞役場に拘禁するの結果漸々として其犯行習成の流弊に浸染せしめらるゝに至るを如何すべきや既に一般の監獄を見て犯罪學研究院たるに過きすと妄斷して行刑猶豫の規定を採用したりとならは勞役場も亦た一層有力なる犯罪研究學院たるべきが故に之れに對しても亦た此規定を適用すべきことまた至當なるに非

らずや其勞役場は刑に非らざるが故に之を適用する能はずと云ふが如きは立法の場合に當つて起案者の口にすべきことに非らず唯だ成文上留置處分に換へたる場合にも亦た適用す前回の改正案に掲げたるが如く)の一言を加ふれは則ち足れり

改正案第三十一條に曰く……の言渡を受けたるときは情狀に因り裁判確定の日より……の期間内其執行を猶豫することを得と情狀の二字は實に行刑猶豫規定の死命を制する所の關鍵なりと謂ふべし然れども情狀の文字たる其意義頗る廣漠にして解釋に由ては如何樣にも之れか伸縮を自由ならしむるを得へきか故に裁判官其人の見解に依り苟くも法律の條件を具備したる以上は如何なる種類の者に對しても亦た之を適用する固とより差支へなき所にして其結果終に立法者豫期の目的以外に其規定を濫用するに至るの弊なきを得す是れ即ち近年行刑猶豫規定を採用し若くは採用せんとする各國か立法例の上に或は年齢罪質等に就て制限を設け或は公明に其罪狀を自白したること若くは損害を被害者に賠償すること等の條件を掲くるに至りたる所以にして蓋し濫用の弊に鑑みる所ありたるものと謂ふべし我が立法者の此に察する所なかりしは不用意なりと謂はさるを得す思ふに我か立法者の精神に於ても犯罪の性質方法及ひ過去現在の狀況並ひに犯人の性質行狀身分境遇年齢等個人的諸般複雜の關係を精究して將來復た犯罪に陷る如き憂念なく且つ宥恕即ち行刑猶豫の本人及ひ公益の爲め却て利便多かるへしと認定せられ得へき

情狀を標準とせしめんと欲するにあるへしと雖も能く適當に此情狀を判定すること果して多數裁判官若くは檢察官の爲し能ふへき所なりと信するか余は固とより司法官吏の賢明を疑ふ者に非らされども然かも如何なる名醫も一回若くは二回の診斷に由て患者の病疾を確め得さることあるか如く如何に法律の智識に富める明易に之を爲し能はさることあるを免かれす況んや犯罪の事實及ひ法律の適用以外に於て尚ほ犯罪人格に對する複雜多岐の關係事情を認定するに於てをや監獄行刑の主要は先つ在監囚人の個人的關係を詳悉看破するにあり而して彼れ囚人なるも其眞相を看破するの至難なること實に余輩行刑官吏の多年親しく經驗する所の事實なり裁判官如何に敏明宏智なりと雖も未知初見の犯罪人に對し一回若くは數回の審問に依り其過去及ひ現在に於ける個々複雜なる眞相を看破し得んこと頗る疑ひなきを得す(米國に於て「プロベーションヲフヰサー」なる特別機關の設けあるは則ち之れか爲めなり故に若し之れか情況を確かめんと欲するに方りては(考査官吏の如き特別の機關を設けさる以上)裁判官は勢ひ地方警察機關の力に頼つて之を審査せさるを得す然るに地方警察機關――殊に不完全なる我か今日の警察機關の力に由り果して能く適正確實なる情況調査の目的を達し得へしと信ずるか是れ亦た余

蓋多年の實驗上其不可能事たるを斷言して憚らさる所なり況んや彼れ犯罪人の如きに至つては多くは一定の居住なく（墺國刑法改正案に於ては若干年間一定の地に居住したる資格を必要條件とせり）また職業なく出沒自在なるか故に警察の眼を以てするも之れか眞相を探知すること極めて困難なるに於てをや然れともまた居住なく職業なきことを以て絕對に行刑猶豫の情狀を否認するの理由となすへからす之れか眞相を看破するに困難なるの事情は人口稠密なる都會繁華の地に殊に其最も甚しきものあるを信す犯罪者個人的關係を確實に調査するの困難なるは姑らく擱き單に所謂初犯の眞否すらも適功に之を判明すること決して容易の業に非らす多年我か司法上に實驗したる所に由つて之を見るも再三再四犯罪を累ね幾度か監獄の門を出入したる所の惡漢にして而かも尙ほ初犯の名義の下に處刑せらるゝ者殆んと過半は皆な是れなりと謂ふも誣言に非らす是は余輩監獄當局者の殊に最も經驗し得たる所の事實にして試みに監獄に就て之を調査せは容易に多數の實例を見るを得へし

（未完）

論說

○犯罪者の改善

（四月十九日於本會茶話會）

ヒユース孃演說

伊藤重吉譯

孃はウエールス、オレーの人にて同地に名を知られたる醫者の女なり年齡十五に至るまでウエールスに於て教育を受け、夫より二ケ年インクランドなる高等學校に於て教育を受け廿五歳より滿一ケ年間テルタナム女學校に於て教育を受け其後五ケ年間同校に於て歷史、經濟を教授す、

年齡卅歳の時ケンブリツヂなるニューナム、カレツヂに入り三年間哲學科を修め學位試驗に優等なる成績を得、また其後滿一ケ年間大學に於て歷史科を修め同科學位試驗に優等なる成績を以て合格せり爾後ケンブリツヂ女子高等師範學校校長となりて十四年間教育に從事し、同時にウエールズ大學の評議員、內國教會女子部ケンブリツヂ支部の會長其他種々の教育會に役員として關係し、熱心に教育事業に盡されたるも病氣の故を以て辭し、茲に二ケ年有餘歐米を旅行し終に我邦にも來遊せられたるなり

紳士諸君私は今日犯罪者の改善と言ふ題に就て一場の御話をする樣に依頼せられ

ましたのでありますが之は甚重大なる問題であり又私も之に就ては尠からぬ趣味を感じて居る問題でありますが抑も犯罪者とは如何なる者を言ふかと申せば諸君も既に御承知の如く國家の法律を破り惡事を行ひし者を稱して犯罪者と言ふのでありまして此種の人々は社會公衆に取て其危險な人民と言はねばなりません然らば此最も危險な人民を改善せしむることは最も貴重なる事業と申さねばなりませんん然のみならず今日廿世紀の社會の進歩即ち德義上或は政治上の進歩の點から申しましても其進歩の勢力は社會の內に起る囚人を如何程まで改善する力を持つて居るか、如何程まで犯罪者をして改善せしめ其罪惡を止むる制裁力を持つて居るかと云ふとが文明の程度を定むる標準なのであると思はれるのであります、故に此問題は國家に取りましても又國民として考へましても均しく重大なる問題と言はねばなりませぬ、先づ監獄なるものの目的は何處にあるかと申しますれば其囚人を懲罰すると云ふのみでもなく、又犯罪者が社會に在りて惡事を行ひ眞民を苦めない爲めに暫く彼等を社會の外に放逐禁錮すると云ふのみが目的にあらずして、彼等を出來得る限り短かい時日の間に改善せしめ善良なる人間に改めしむると云ふことが監獄制度の目的とならねばならぬと考へるのであります、若しも之れが監獄制度の目的であると致しますれば、今日の文明諸國に行はれて居る監獄なるものが其目的を達して居るや否やと考へまするに悲かな歐羅巴諸國即ち我邦なる

英國を始とし亞米利加其他の諸國に於きましても其目的を全ふして居りませぬのみならず却て監獄に這入る者をして以前よりも一層惡事を增長せしむる傾があると云ふことであります、是は當に自分が人々より聞き又諸方に於て傳聞きましたのみならず、實際監獄に其職を執つて御坐る、監獄有司の諸君より伺つた話であります、若も此事實が果して事實とするならば即ち監獄制度の目的たる犯罪者を改善せしむると云ふことが今日の監獄制度に於て達し得られないと云ふことが事實であると致しますれば、如何にして其目的を達すべきか、如何なる方法を採るべきかと云ふことは刻下研究すべき焦眉の急務であると考へられるのであります て自分は監獄に從事したことのない人間でありまして、寧今日まで教育に從事した者であります、併しながら其教育に從事して居ります間屢々自分の思浮へました考は如何にして我管理の下に委托せられてある學生をして尙善良なる尙賢き尙優りたる高尙なる品性の人物に改善進歩せしむることが出來るであらうかと云ふ問題でありました、而して此問題は均しく監獄の目的を達しまする上に於ても適用すべき問題であると考へるのであります、果して然らば監獄制度の問題は一轉して囚人教育の問題と變じなければならないのであります、故に身は監獄に緣故のない者でありますが、併し久しく教育に從事致しました經驗より此所に來つて諸君の前に監獄制度に就ての考を御話申す樣な大膽なる行に出でた所以であります

す

四人が如何なる場合に依て四人となるに至るかと申しますれば其原因二つありまして、一つは其人の惡しき境遇である、一つは其四人が自ら擇んで惡を爲さむと志した自己の撰擇であります、人若し惡しき境遇に置かれますれば其境遇に置かれざれば罪を犯さない人でありましても境遇の爲めに罪惡を行ふと云ふことは屢〻起る事實でありまして我自らも經驗する事柄であります、自分は未だ人の物を盜むとか或は不正直の事をすると云ふやうな誘惑に出會つたことはありませぬ、それはさう云ふ誘惑を受くるが如き境遇に自分の身を投したことがないからであります、併しながら此處に入ありて若し私の如く体質弱く勞働をするに堪へず、自分の周圍には飢に泣く妻子が已を取卷いて飢饑を訴へると云ふやうな場合に遇ひましたならば或は人の目を偸んで不正なる事を爲し又は不正直なる事をするやうな傾に至るかも知れませぬ、斯く人々の境遇に依て罪を犯すに至ることは屢〻起る事實であります、人が國法を破り罪人となると云ふことは一つは其人の無智なること、一つは其人の惡しき情態一つは又其人の不善なる境遇が然らしむる所のものであるやうに考へられます、然らば境遇に迫られて初めに犯せし罪が若し甚しく惡しき性質のものでないと致しますれば寧彼等は最初から監獄に投じない方が其人の爲には良策であらうと思はれるのであります、それに就きましては現時亞

米利加に行はるゝ（アロベーションシステム）譯して試裁制度と申しますか、さう云ふ制度が今日亞米利加に於て行はれて居りますが、其制度はどう云ふ制度であるかと言ひますれば先づ若き犯罪人或は左程劇しくない初犯者と云ふやうな者はそれを直に監獄に送りませぬで他の監督者の下に送るのであります、さうして其監督者が行ふ夫々制裁がありまして、例へば監督の下に置かるゝ者は夜は何時限り外に出て居つてはならない賭博をすることが出來ない酒を飲むことが出來ないとは雇主を求て雇はれ人とならしめ、其人の受ける給料は監督者が受けて之を妻子に與へる、と言ふ樣な風で總ての點に於てそれを監督して行くのであります、それに依て斯う云ふ監督を受けて居る身分であると云ふことは悉く承知して居るので文なるものも取捨することの出來る範圍が濶してありまして、監督者の報告に依て刑期を短くすることも出來又長くすることも出來る、さう云ふ自由の出來る宣告を與へて監督の下にそれを指導敎訓するのであります、其監督者なる者は巡査或は普通の司法官と云ふやうな者では往けないので、ナゼかと申せば巡査又は司法官なる者は是は法律の執行者である併ながら斯る監督者は法律の執行者よりも

寧ろ彼等を啓導する敎師であり又良友でなければならぬのであります。斯る監督者は敎育の上から品格の上から申しましても最も信任することの出來る人物を任用するので其人は制服を着けて居りませぬ、即ち犯罪者の友達となり又は敎師となるべき身分でありますから目立つ所の制服は常に着けて居ないで平服を着けて居るのであります。斯る事業に適任の人物を得るには多額の俸給を拂はねばなりません夫故其人の俸給は非常に多額を拂ふやうではございますが此監督者一人して八九十人の犯罪者を監督して居ますから監獄に於て八十人或は九十人の囚人を入れて置きまするよりも多額の俸給で一人の監督者を得て彼等を其監督の下に置きまする方が經費の上から申しましても非常に國庫の利益となつて居るのであります。さうして又當に是は男子のみでなく婦人の方には又婦人の監督者がありまして、斯る制度が亞米利加に行はれし以來非常に好結果が顯はれて參りまして、其監督者の下に入れられました以上の如き犯罪者の中より新たなる生活を始め新なる品性を作り立派な人間に改つた事實は屢〻あることでございます、故に者も斯る制度が適當に此國にも採用せられましたならば、確かに現在監獄に居る囚人の半數位は減ずるに至るでありませう、又それと同時に此國の体面の上に一大汚點となつて居る再犯以上の犯罪者が非常に多いと云ふ悲むべき事實を抹殺するに至るであらうと考へて居るのであります。今亞米利加に行はれて居るアロベーシ

ヨン、システム)試裁制度を最も良く又最も完全なる方法に適用すると致しますれば、現在監獄に這入つて居る囚人の半數よりも尙多くを減せらるゝに至るであらうと考へられますが、併し左樣致しましても然も尙其後には多くの犯罪者が矢張監獄の內に殘る譯であります、さうして其殘る所の者は犯罪の種類から申しましても、又其者の性質から申しましても最も危險なる又最も惡しき種類の罪人でございまして、社會に取りましては最も危險なる囚人と言はねばなりませぬ、然れば國家の經濟の點から申しましても或は政治の上から申しましても社會に最も危險を與ふる重罪犯人を改善せしむる爲めに多くの時と多くの金を用ゆると云ふとは當然のことであると考へます、然れば其人々を改善するには如何なる方法を爲すべきかと云ふ點に就きまして二三の卑見を陳述して見たいと思ひます、一は司獄官に最も進歩したる適當の敎育を施し智識の點から申しましても技倆の點から申しましても第一流の人物を司獄官にすると云ふことであります、さうするならば無論其俸給も增して來なければなりませぬが、併し前に申しましたやうな種類の犯罪者を改善せしむる爲めでありまするならばそれが爲めに國家の用ひる金は決して無益なる費消ではないと考へて居るのであります、モウ一つは司獄官に今日よりも多くの自由を與へなければならぬと思ひます、其理由の一は司獄官が自分の見込に由て囚人の刑期を長短し或は彼等の取扱ひを寬嚴する自由を與へますとは囚

人を感化敎導する上に缺からざる便宜があるからであります又他の理由は司獄官に多くの經驗を實驗せしむる範圍の自由を與へなければならぬのであります、と申しまするのは監獄學と云ふものは未だ至つて幼稚なものでありまして世界の中にも未だ多くの經驗を積んで居りませぬ、如何にして此囚人を敎育すべきか如何に彼等を改善すべきかと云ふ問題の如きは近頃に至つて漸く世人の注目する所となつた位のことで至つて之に關する智識は少ないものである、故に司獄官其人が幾多の經驗を試み自分の思ふ存分に彼等に對する自分の考を實驗すると云ふことは今日の監獄學の智識を得る上に就て有益なる試驗と云はねばなりませぬ、故に其經驗を實行せしむる丈の自由を彼等に與へると云ふことが餘程必要であると考へるのであります、次には如何にして囚人の德性を改善せしむべきか、どうすればるのであります人間の道德心を啓發せすることを得るかと申しまするとは其人の境遇を改むると云ふことであります、其人の狀態を改めしむると云ふことが道德性を變化させる一の方便である、故に監獄に這入る者に對し彼等の道德性を變化せしむる境遇と云ふのは、どう云ふものであるかと言へば、適當なる食物、適當なる働き適當なる運動を彼等に與へることも其一であります、併し彼等も我等と均しき人間であります、然れば其望を懷かしむる爲めにはどうするかと言へば、自分の考ふる所ありまする人間であるから自分の考ふる所に依りまするとは即ち彼等の德性を變化せしむるに必用なる大なる條項であると思ふのであります、けれども人間の德性を變化すると云ふことは曾に外部の狀態を變化するに止まらずして、其人の內なるものを變化せしめねばなりませぬ、其人の內なるものを如何なる風に變化せしむるかと云はゞ吾れは以前の有樣よりも善良なる人間になりたいと云ふ希望を起さしむるとであります、然れば其望を懷かしむる爲めにはどうするかと言へば、

囚徒の心に兆しまするならば彼等の內部をしゞ改善せしむる上に大なる効果を收め得たものと言はなければなりませぬ、故に彼等に相當なる自由を與へ、彼等に相當なる希望を與へてさうして其服役中に善を爲せば善の報いがあり惡を爲せば惡の結果が來たる、即ち自分の詩く善惡の種に依て吾れは善惡の實を苅取らなければならぬと云ふ眞理を自から學ばしむることが出來ましたならば彼等をして改善せしむる上に大なる効力があるであらうと考へて居るのであります、（未完）

○愛知慈惠會に就て（前號の續）

名古屋控訴院檢事長　藤　堂　融　君

斯の如く今の法律と云ふものは立派に出來ても此存留養親と云ふやうなことは刑法自らに於て定むべきものではないに違ひない、そんならば刑罰を執行してさうしてそれが爲めに年を取つて自活の出來ぬ親は濕へ死にさせても宜いかと云つたならば國家の上から見ても社會の上から見ても誠に是は殘念なことであらうと思ひます、さう云ふ者は何を以てするかと云ふと、前の救貧法と云ふやうなものを以て之が缺漏を補はなければならぬ、さう云ふ不都合のないやうに手當をしなければならぬ、さう云ふ途を付けなければならぬと云ふことになるでございませう

て日本に於ては此法律が出來れば必ず他の法律が出來なければならぬと云ふ法律と法律との關係に於て未だ完全と云ふことを言ひ得ることの出來ぬのみならず又法律の方の即ち國家の方の仕事とそれから今の如く社會の方の仕事と云ふものが兩方添ふて行かなければトテモ往けないと思ひます、殊に此日本の有樣で見ますると云ふと社會事業に屬しまする事柄が進んで居りませぬ、是は非常に遺憾と思ふて居る所でございます、即ち此出獄人保護の如きも亦此社會事業の一つでございまして我々は幸に斯う云ふ地位に居りまして其方に關係のある者でございますから是からして先づ着手して行きましたならば今申す所の完全を圖るの一着手と致すことになるぢやらうと信ずるのでございます、ソコデ愛知慈惠會と申しまするは元愛知縣出獄人保護會と申した會であつたのでございます、ろれが斯の如き名前では不都合であらうと云ふので名前を變へることに致しまして今日は慈惠會と云ふことになつて居りますが、此會は明治二十七年の創立でありまして色々計畫も立つて居られたことでございますが、御存じの通り二十七、八年に彼の戰爭がございまして、ろれで一頓挫を致しまして其後トント一向に振ひませぬであつた所を私が赴任致しましたそれより少し後に其當時より在職して居られた千頭典獄唯今の東京集治監の典獄でございます、此御方が非常な熱心でどうぞ此殆と頽廢に屬して居るやうなものを再び興して見たいと云ふ希望を懷かれて朝野の間に餘

程奔走せられてそれて先づ今まて人の忘れて居ましたものが又身を出すやうなことになりました、其時には書記官の菅井誠美と云ふ人が會長になつて居りました、さうしてそれを主宰しては居られたのでありますが、其後千頭典獄も大阪の方へ轉任せられ、それから菅井書記官も熊本の方へ轉任せられた、それて典獄の方も代りますし今の會長の方も新たに人が出來なければならぬと云ふことになりました、それから色々會員中て評議もあつた末に遂に不肖私が其會長の推薦に應じて呉れぬかと云ふ相談を受けました、て私は素より斯る事業に就ては多少考も持つては居りましたが、何しろ一遍も手を出したことのないことでございますから、自分も果してやり遂げ得るや否や、人の望を全うすることが出來るや否やと云ふことに心配致しました、て此出獄人保護事業を監理せらるゝ當局大臣即ち司法大臣閣下へ一つ其事を伺上げてさうして如何なる御意見か伺つて見たいと云ふことを申しますると、大臣公より誠に此事業が日本國に於て未だ發達せぬと云ふのは文明の一大缺點と思ふ、就ては折角人の推選する所となるならば其事に從事して充分に盡力して貰ひたいと云ふ御答でございまして、誠に私も免れられぬ境に立ちましたのてあります、それから尚ほ此事に就きましては行政官署の方にも充分なる贊同を得ませぬければなりませぬから愛知縣知事の方へ其話を致しますると愛知縣知事の方では誠に至極の人選ぢやらうと思ふ自分の方ても會の數は廿幾つ

自分の關係して居る會があつて皆會長とか何んとか云ふやうなことで夫々手も廻り兼るのてある併ながらそれをお前にやつて貰ふ以上は即ちお前を筆頭に立てゝ貰うのてあるからしてドコまでも自分達は充分の協力をする積りであるから是非やつて貰ひたい、就ては書記官警部長等皆お前の手助けにあげるからして其積りでやつて貰ひたい、斯う云ふことてありました、それから控訴院長の方へ又其話をしますると控訴院長の方でも今日の地位と云ひ殊に適當だらうと思ふ、就ては自分の力の及ふ限り地方裁判所は勿論區裁判所の末に至るまて懇く其事に贊同して力を盡すやうに致さうと思ふから是非それは一つやつて貰ひたいと云ふことてございました、さう云ふことになりました以上は私がヱヽ不肖であるからと云ふことを以て辭退することも出來ませぬから愈々御引受することに決着致しまして扨てそれからどう云ふ風に之を計畫したら宜からうか、どう云ふ風に方針を立てたら宜からうかと云ふことを考へました、是は唯今までの有樣て見ますると云ふと種々な有益なる會、單り慈善事業のみならず其他の會等も興りますが、其興つた所は大抵中央の勢力ある人達に依て興るのでありますが、皆地方に於て其實行を期する所の方法と云ふものは重に地方の行政團体に依頼し行政機關の力を籍りて成遂したものてあります、所が此一方の行政機關の方も今申上げる通り知事の方ても非常に會が評判あつて夫々に手が廻らぬで居ると云ふ譯てあるから、是も

矢張其の機關を當てにそれのみにこちらが依頼して居ると云ふやうなことては到底此事業の進行と云ふことは期し雄いと考へました、それには幸なるかな此裁判所の側がズット近くございまして、區裁判所に至るまで略ぼ行政機關に乏らぬ位いあつちこつちに散在して居ることでございますから即ち是へ御依頼する時になりますると又一層の強力を得られるのであります、是は勿論のことぢやが矢張是も先づ行政機關と言つて宜しうございませう矢張其一部分に過ぎぬものと云ふて宜しうございませう、然るに彼の宗教團体若くは宗教機關の側は今まで餘りどうも入が重きを置かぬかつたやうてございます、故に創立者の方よりして此宗教團体に依頼してこちらの方を又奬勵してズットやらせると云ふやうな事柄を仕向けたものも餘りないやうてあります、又一方から申しますると其宗教團体又宗教機關と云ふやうなものが目ら進んでさう云ふ事業に關係してやらうと云ふ風に自分から出て來たものも居らぬやうてございます、是は甚だ遺憾なことてはなからうかと考へます、それで此機關と云ふものに充分な働を御依頼すれば即ち第一には慈惠會の目的と云ふものも達する上に於て大なる力と云ふものを一つ得ることになります、又宗教者其者にあつても斯う云ふ事業に關つて盡力して行かれることになりましたならば、其宗教者と云ふ者が社會上に得られる所の地位と云ふものを貴うすることが出來るのみならず全くすることが出來るだらうと思ひます、隨つて

宗教自らの光彩と云ふものも御放ちになることも出來るであらうと思ひます、故に宗教者も亦進んでやらなければならぬことであらう、又進んでやつて貰はなければならぬことてあらうと考へたのであります、それて其考を持ちまして宗教者の相當なる機關に向つて私より依頼を致しましてさうして向ふでも素より異存のあることでもございませぬから夫々皆自己の派なり宗なりに存ずる法式を以て其門末に對する所の奬勵訓諭等の方法を皆取られましたのてあります、そがて一方には行政機關の親切なる御盡力があり又一方には宗教團体等の熱心なる助力があつて先づ此會が從來此兩機關に依りまして一つ後來の途を辿つて行くことが出來るだらうと云ふ略ぼ今日まで途が付いたのでございます、故に此兩機關が互に相衝突せぬやうに致して圓滑に相扶けて行くことが出來ましたならば最も宜しいことてあります、又衝突するやうなことでは往かぬのでありますから其點に就ても方法を考へまして成るべく此事務の分擔と云ふやうなことを定めまして其方法に依つてやつて參り居りますのであります、其分擔と云ふのはどう云ふ風にするかと云ふと、此宗教機關の側に在つては重に勸誘上の事に從事せらるゝのであります、所謂慈悲の聲は說法の壇上よりすと云ふことがあるのであります、歐羅巴邊りても凡て此慈惠の業と云ふものは宗教者が講坐の上で唱へ出してそれからズット大きくなつてさうしてそれが村のものになり郡のものになり縣のものになり州

のものになると云ふ風に段々發達して居りまするので、宗教者が講堂の上からして眞に此事業の必要なることを說いてさうして此事を進めて貰ふやうに致しましたならば本會の趣意目的と云ふものがズット廣く知られまして且つ人心を感せしむるとは最も容易にして最も深いじやらうと思ひます、故に此勸誘上の事柄は總て僧侶諸君に御任せする、それから又一方に於ては會員がそれで以て出來ます、此會員が出來ました所で其人名を記帳しそれから會費の徵收をするとか云ふやうなことになりましては是は金錢の出納上に關することでありますから僧侶自體の上に於ては少しく不適當であると云ふことを感じましたから金錢の取扱丼に其保管等に就きましては町村の役員即ち町村長等が最も其事にも練熟して居ります、其他の會の方法に於て是と同一の仕方もありまして締りが宜いので便宜が宜しいのでありますから其方らの方に御任せする、マア之を整理の法と申しませうか勸誘の方を宗教者に托し整理の方を今の行政機關に托してさうして其上には又郡長と云ふ者もございますからさう云ふ人達に今の委員長と云ふ者を托しまして監督の實を擧げて貰ひまするやうなことに致して置きましたのでございます、是よりして着々之が實行を注意致しましたならば後來に於て聊か私共が此會に盡す爲めの慶目と云ふものを顯はすことが出來るであらうと考へるのでございます、殊に今御話しまする通り此慈惠會も今は殆と第二の創業とでも申すべきに際して居るのて即ち會員を募集致しましてさうして此會の根據即ち此基でございまする此根據を確立するの時機になつて居りますから專ら此事に今は力を盡して居るのでございます、

（未完）

○監獄建築談

（於三月本會月次茶話會）

千頭正澄君

私は監獄建築談と云ふ題を掲けて置きましたが、監獄建築と申しまするとも如何にも或は高慢話をするやうに見へるかも知れませぬが、さうではありませぬて、私は寧ろ監獄建築失策談と云ふ御話を致しまする積りでございます、失策談でありますす故に勇氣もなければ張合もないのであります、諸君の前に蕭然として自白を致して萬分の一の御參考に供したいと云ふ考に過ぎぬのでございます、ツマリ茶話會のことでありますから、何もかにも打明けて御話をするのが宜いかと信しまして頗かしい事柄ではありますけれども忍んで御話を試みやうと思ひます、どうか其御積りて御聽を願ひます、此頃此近傍の監獄署を拜見に出ました時に埼玉縣に於きまして唯今御話する所の一部を御話したことがありますが或は埼玉縣の御方が御居でになりましては重複のことになりますが、其邊は御用捨を以て御聽取

を請ひたいと思ひます、

私は御承知下されまする通り靜岡の典獄でありまする時に修繕的の建築を致しまして續いて愛知縣の監獄署の改築に從事致しましたので、一つ監獄を建築致しましたらば最早何等の瑕瑾もなく又非難を試みられる餘地もないやうに致したいと思ひましたるにも拘らず、大なる失策を實は致しましたるやうな都合であります前に一つ監獄の建築を致して居りませぬければ諸君も御宥し下されまして、又自らも許しませうけれども、斯う申しては語弊があるやうでございまするけれども先づ經驗があると言はなければならぬ、一監獄の改築に從事せぬ人に較べますれば經驗があると申さなければならぬのでありますから、既に爲したる一監獄があれば最早失敗を繰返すことはない筈であるのに大なる失策をしました辨解を致しまするやうに當りますけれども、靜岡の監獄の建築は豫算が敷地を除きまして三万二千八百七十二圓有餘であつたかと思ふて居ります、其内に就きまして煉化の製造を致しまする竈の建築費は七百圓許を要しまして、後に至りまして其七百圓に係る費用は豫備費の支出を受けて補塡を致しましたやうな都合でありますから此方の費用は省けて居りまするので、即ち實費が三万二千八百七十二圓餘となつて居ります、此内に付きましては六百圓許の煉化塲もありまするし隨分今日より考へますれば安い建築であらうかと思ひます、然しながら其費用の割合に掛りま

せなんだのは全く物價が今日より安價でありました、それでありますからモ少ッと充分に考案を廻らしたならば決してそれ程の失敗もなかつたらうと思ひます、所が今日より考へて見まするると殆ど靜岡の監獄の失敗を致しましたる箇所は枚擧に遑なしと云ふ位のことでありますから、近時に竣功したる愛知縣の監獄署の建築に就て失策談を試みたいと思ひます、

私は監房の建築は煉化でなくてはならぬと云ふ考を持つて居るにも拘らず愛知縣の監獄署を木造でやつたと云ふは何故であるかと云ふ御話を先づ致して置きませぬければならぬやうに思ひますが、名古屋へ私が赴任致しました當時に於きましては既に建築費は縣會に於きまして可決致して居りまするのみならず配置圖なども既に主務大臣の許可を得て居りまして如何とも變更仕難い塲合であつたのです、夫故に已むを得ず縣會の決議に基きまして遺憾ながら木造監獄を建築した譯でございますが、是は私の既に氣付いて居りました譯でありますから失敗の一には算へませぬ積りであります、又近時に於きまして專ら經濟に注意致しまして炊塲、蒸氣室、浴塲是等には必ず蒸氣を以てすると云ふことになつて居りますのは殆と定して居りまするやうな譯でありますが、此事に就きましても着手の當時既に是も心付いた譯でありまするけれども奈何せん設計等も既に確定致して居りまして動かしやうのない塲合でありました、夫故に今日では彼の炊塲では石炭を使用

すると云ふことになつて居ります、是又私の失策に加へることは御免を蒙りたいと思ひます、是より些末な事柄にも渉りますれは幾諸君に於かれましては可笑く御感じであらうと思ひますけれども、前申しました通り恥を忍んで御話を致すのも又此茶話會の一興と思ひます、第一番に病監のことを御話致したいと思ひます」病監は御覽になりました御方は御承知でもありませうが南向に建築を致しましたのでありました積りで居つたのです、所が南面と私の見ましたのは、即ち片廊下を取つた方が表てと云ふ積りで居りました所が建上つて見ますると何んぞ圖らぬ、廊下の方には能く光線が這入るが肝腎の監房内に居りまする囚人の所には殆と光線が多向などは當らぬと云ふことになつたのであります、此事に就きましては山上事務官が或時來監せられまして、大に非難を試みられまして其復命の結果雜誌にも載りましたやうな都合でありますから既に御承知ではありませうが、是は大なる失策の一でありまして、今日より考へまするならば如何樣にでも建築の方法はあつたにと思ふて殘念に思ひまする次第であります、それから蠏蒸室のことでございます、蠏蒸室は又ヒドク失敗しました、實は元舊監獄の方で浴場に使つて居りました蒸氣瀘鑵がありまする、其蒸氣鑵を蠏蒸場に充てたら宜からう、是は實却しても何等の價値もないから蠏蒸室に充てることに確定致して居つたのです、それを其儘建築を致して見ますると何んぞ圖らむ「スチーム」が足らない、ナカ〳〵

目的の百度に達することが出來ない、殆と是には困却致しましたので、初めより是等大切のものは前に御話しました通り炊場と浴場、蠏蒸室のことには氣が付いて居りながら、うつかりして元の古瀘鑵を當嵌めましたから蒸氣が不足をして目的の蠏氣消毒が出來ぬと云ふ結果を見たのであります、隨分甚しい事柄でありまして、先日埼玉縣で一寸雜談を致しました時に吉田醫務所長よりそれは衛生學の初歩を知つて居ればソンナことはないがと云ふ御話がありましたが、如何にも其通りで、是等は如何にも報然の至りに堪へぬのであります、故小野典獄が大分縣に在職の時分東京より歸途愛知の監獄へ立寄られまして諸方を見て呉れました、見たる上に就きまして蠏蒸室の非難を受けました、是はどうも理屈に適はぬ蠏蒸室である未遂と既遂との區分がない、是非蠏蒸を了へた物は向ふへ送付して仕舞つて區分をしなければならぬ、已れが馬關の警察署長をして居る時に蠏蒸室を造つたがコンナ事はしなかつた斯う云ふことを言はれた、之にも一言もありませぬて殆と閉口致しました、其後有馬典獄よりしてお前の所の蠏蒸室を見せて呉れ近日署員を出張させるからしてどうぞ精しく話してやつて呉れと云ふことでありました、それから來られた結果有馬典獄の言はれまするには、あれは往かぬと云ふて復命したぞ斯う話されました、成程其通りあれは往けない、往けない故に已むを得ませず蒸氣に適當なる容積に改造致しましたので、ツマリ立法尺て十三呼も

ある容積を二分の一位にして辛じて百度に達するに至りましたけれども尚は小野典獄の非難の點は最早取返しも出來ませぬて、其儘に致した都合で此事は機會があつたならばどうぞ相當の位置に轉して飯を炊く湯を沸す蒸燕すると云ふ相當の機關を据へて完全に至るやうにして貰ひたいと云ふて引繼を致しました次第で是等は實に思はざるの甚しきものでありまして、甚だ以て赧然の至りで殆と脊に汗が出まするやうな次第であります、附けて御話をして置きたいのは少しく失敗を取返したこともあります、恰ど大阪に參りましたのは廿三年の七月でありまして國庫支辨は其年の十月一日よりて其國庫支辨の下半期に於きまして、大阪の蒸燕室を改造する費用が成立致しました、此時に於きましては前の失敗で心が造次顚沛の間も忘れなかつたのでありますから今度は思ふやうに往きましたので是が當り前の事柄でありますけれども序てながら御耳に入れて置きませうと思ひます、

それから煙筒の事であります、

煙筒は唯今立つて居りまするのは眞四角でございます、高さが四十五呎あります、是は御話を致しませぬければ後とから見ましては少しも分りませぬが、トテモの事に御話を致したいと思ひます、最初實は風の當たるのを避けむが爲めに圓形に造りました、さうして螺旋は掛けませぬでしたが稍や成功致しましたから試みたら甚だ工合が好い、所が前に御話致しました彼の蒸燕室の附近の煙り又拘置監

の浴場の煙りを……申さば餘り煙筒と煙筒と接近しました故に地中を貫して其煙筒の中に扱くことに致しました、尚又囚人監の浴場の煙筒もそれへ持つて行つて取付けました、さう三方からして煙りを出して見ますると引きが非常に悪るい、殆ど困りましたから別に改造は致しませなんだけれどもが鍛の煙筒に用ゆべき古がありましたからそれを二三間上へ繼いて見ました、高くなる程引は宜いから繼いて見ますると矢張役立たぬ、と申しますのは全く炊場と今の蒸燕室と浴場の煙筒の容積がない不適當な構造を致したのであります、素より圓釜に築きますれば暴風などに於きましては風切りも好うございますからして此集治監邊りの煙筒其他民間の設立してありまする會社の煙筒などは必ず圓釜に築いてある、それは圓釜に築かなければならぬ理由があるかと思ふ、ナゼかと申しますると高さが百五十呎位ある、さうして二重に造りまして外とへ一つ輪を捲らへましてさうして繼ぎを入れて築いてある、必ずさうなつて居る、高くなるに隨つては風切りが宜うございますから是は圓釜にするが當り前と思ひまするのに儘か四十四、五呎位のを圓釜に致しましたのは是又失策致したのであります、て已むを得ませず今日では高さは矢張四十五呎てありますけれども斯の如くに致しました、

地形は既に出來て居りまして又やり直すことは要らぬ、て斯の如く角に致しまして容積が出ました爲めに今日では何一つ差支ないやうに行き居ります、寧ろ餘分の容積を得たるやうな感じはありまするけれども所謂大は小を兼ねまするので斯の如く致した次第であります、是が失策の三になります、今日では如何なりましたか其三つの内に又少しありまするのは今の蠶蒸室及拘置監の浴場の煙筒を地中に取りました所が彼の地所は隨分水の淺い場所でありまして、それが爲めに梅雨の節などに於きましては多少水が前方へ這入りまして、それが爲めに蒸氣汽鑵及拘置監の浴場の煙りはそれに遮られて一向巧く往かぬ日がありまして誠に困りました。今日ではどう云ふ譯てありますか、甚だ水の近い所でありまするとは深くは堀れませず殆と困難を感するやうな事柄がありはせぬかと思ひます、是に箇所で云ひますれはモ一つ箇所が殖へたやうな次第であります、

（未完）

雜錄

○監獄教誨所感

伊東思恭君

客臘英國より歸朝の伊東思恭君特に本會の請に應じ一場の談話を試みらる、事は乃ち本年三月の幸話例次會に係る其の當時本會雜誌記事の輻輳せるを以て此の有益なる演說を編分するの遑なかりしは頗る遺憾とする所なり、今日に在つても之を論說欄内に取錄する能はざる所以のもの全く以上の止むを得ざる事情に基く、徒らに遷引時を過ごさんより寧ろ假に本欄に取り急ぎ讀者の參考に供するに若かずと爲し終に茲に錄錄するに至れり

我邦に於きまして此監獄教誨が他の事柄に比して發達が遲々てあるとか云ふやうな批評もあつたことてありますが、私は是はどうか知りませぬと致しまして、今日我邦に於ける監獄教誨の有樣と外

國に於ける、即ち歐羅巴に於ける監獄教誨の有樣とを比較致して見まするとと、遺憾ながら我邦の監獄教誨の方が多少遜色のあると云ふことを私は感じたのてあります、何が故に我邦の監獄教誨が歐羅巴の監獄教誨に比して遜色あるのてあるかと云ふことに就て私は私の感じた所を申上げたいと思ふのてあります、て是に就ては先つ英國の監獄局の組織から申上げなければ分らぬのてある、英國の監獄局の組織と申しまするものは監獄局長と云ふ者と監獄事務官、此監獄事務官と云ふ者が英國には三人ございまして其中の一人が監獄局長となつて居るのでございます、ソコデ此監獄事務官と云ふ者と檢閱官と云ふ者とがありまして其他に屬吏のあることは言ふまでもないが、高等官は此監獄事務官と云ふ者と檢閱官と云ふ者と其他に書記官と云ふ者とがあるのてある、是丈の高等官て以て監獄局を組織致して居るのであります、て此檢閱官と云ふのは言葉を換へて申しまするとと巡閱官とでございます、て此英國の巡閱官と云ふのは會計は會計、作業は作業、教誨は教誨と云ふやうに何れも專門でございまして教誨の檢閱官が作業のことを檢閱すると云ふこともなく、作業の檢閱官が其他のことを檢閱すると云ふこともないので何れも專門てあつて教誨の檢閱官は教誨の事ばかりを檢閱致して居るのでございます、若別々てある、ソコデ醫務の檢閱官と云ふ者は醫者で經驗のある所の監獄醫を採用致して醫務の檢閱官と致しまする教誨の檢閱官と云ふは是は多年教誨師を致して居りまして經驗ある而も學理に通じて居る所のチャーチオフィングランドの宗派に屬する僧侶の中から致して此教誨師を命するのでありまして、之を英語て申しまするとと「ビヂッチングチャプレン」と申します、ソコデ教誨の檢閱官は內務省に始終居りまして、さうして各監獄から內務省に報告致しまする所の教誨の事、教育の事、それから免囚保護の事是丈の事を調査致しましてさうして意見を附して監獄事務官或は監獄局長に提出致すのてあります、又此教誨師の任命のことは教誨師の推舉致すのは此教誨檢閱官の職務になつて居るのてあります、ソコデ現今の教誨檢閱官はシー、ピー、メリックと云ふ人てありまして、私は此人に就きまして話を聽き又教誨を檢閱すると云ふことはどう云ふ風に致すのかと云ふことを研究したのてあります、さう云ふ譯でございまして教誨の檢閱官なる者は少くとも一年に一回以上は監獄の教誨事務を巡視することになつて居ります、其檢閱官なる者は之々教誨師を致して居つた者てあるからして、其質問は頗る適切てあつて實に教誨師の急所

を突くのである、故に何處の教誨師も勉強致して着々効果を擧げて居るのであります、我邦の監獄の教誨は、素より監獄事務官其人が充分注意されることは充分信じて疑はぬのであるが、併ながら今日の教誨師は何れも東西本願寺から出張致して居るので多少遠慮される傾がありはせぬかと思ふ、されば兩本願寺に於て之を檢閲する所の者が出來て居るかと云ふと遺憾ながらまだ聞かぬことて、我邦の監獄教誨の進歩しないと云ふことは監督方法の備はつて居らぬと云ふことが唯一の原因てあらうと思ふのであります、私が英國の於きまして此シー、ピー、メリックと云ふ教誨の檢閲官から致して教誨師任命のことに就て聞いたことがある、私が尋ねて曰、今日イングランドに於て教誨師と云ふ者はどう云ふ風にして採るものであるか又人は隨分澤山あるのであるか、斯う云うて尋ねました、しましたらば、此教誨の檢閲官が答へて申すには、さうてございます實にモウ教誨師を志願する所の僧侶の多いのには殆と困る位である、どの位でございますと聞きましたらば、先づ平生百四、五十人はないことはないのである、と斯う答へました、實に多數と言はなければならぬのてある、ソコデ彼方らの教誨師を任命する方法と云ふものは僧侶の資格を持つて居る者であつて先づ其自身の履歴を書いて教誨檢閲官の手元まて差出して申込むのであります、ソコデ此教誨檢閲官の方に於きましては其履歴を澤山に集めて於きまして監獄教誨師の缺員の出來たる場合に其履歴に依て選擇するのである、ソコデ先づ是なら宜からうと云ふ人間を五人程呼出しまして尚ほ一々其志願者に就て聽いて見て、愈〻是は宜からう最も適當であらうと云ふ者を擇んでさうして監獄事務官に向つて推擧することになつて居る、ソコデ始めて内務省から致して監獄教誨師を命ぜられるのであります、併し唯命ぜられた丈ではまだ職務に就くことは出來ぬのである、何處其處の監獄詰と云ふことが命令になりますると其監獄の所在地を管轄して居る所の管正「ビショップ」であります、其「ビショップ」の認可を受けて初めて監獄に於て教誨を施し宗教上の儀式をすることが出來るのであります、さう云ふ工合に百四五十人中から採るのであります從つて良い教誨師を採ることが出來隨つて其効果も顯著てある、ナゼ其樣に彼方らに於きましては教誨師の志願者が多いのであるかと云ふと、之には種々な原因があるでございませうけれども之を悪く言ふたならば、ツマリ教誨師に監獄に於て充分なる月俸を與へて充分なる待遇を爲すからであらうと私は思ふ、唯是ばかりではないてございませうけれども、どの位の待遇をするものてあるかと申しますると、英國に於きましては監獄では高等官と申しまする者は典獄、教誨師長、醫務所長、女監長此四人が高等官であります、ソコデ醫務所長は如何なる事務を掌るかと云ふと四人の身體の健康即ち衛生上の事を掌ることが監獄醫の職務である、其長たる者が監獄醫長てある、教誨師の職務は如何なる職かと云ふと教誨師は即ち四人の心の健康を掌る者である、ソコデ教誨師なる者は宗教、教育の事に從事致して居る者であつて、其教誨師の長なる者は之をプリウンチャプレンと申して居ります、典獄は如何なる事をするかと云ふと典獄は醫者の專門以外又教誨師の心の健康に關する事務以外に於て刑事科のことを監督して居る、女監長は女でございまして女監に於ける典獄と同しく刑事科の事をして居るのであります、さう云ふ工合に教誨師は頗る權力ある者てありまして内務省にする所の報告類の如きも、典獄が目を通さぬことが頗る多いのである、ソコデ教誨師がどうも教誨上斯う云ふ風にしたが宜からうと思ふことはドン〳〵監獄事務官に宛てゝ建言するのてあつて、内務省に於ける監獄教誨檢閲官なる元教誨師をして居りました、メリックと云ふ人が成程と思ふた事は意見を附して監獄局長に上申する、さうしますると監獄局長が之を直に全國の監獄に向つて命令するのである、さう云ふやうに良いと思つた事は教誨師はドシ〳〵上申する、さう云ふやうになつて居るから必す進歩致すやうになつて居る、我邦の有樣はどうかと云ふと、先づ第一に典獄に相談しなければならぬ、典獄の御方は何れも教誨上の知識は持つて居らるゝとは信するけれども、典獄にさう何もかにも教誨上の知識まで要求することは無理と思ふ、典獄と雖ども万能の神ではない教誨上の事まで皆知つて居られることは出來ぬと思ふ、ですからツマリ典獄に相談しても成立たぬふとが多い、故に斷行と云ふことは出來ないのてあつて、是等からして我邦の教誨と云ふものの進歩を防くるのではあるまいかと私は感じたのである、英國の監獄へ參りまして最も嬉くことは何んてあるかと云ふと、何所の監獄にも門の脇には典獄の官舍と教誨師の官舍と兩々相對してどちらも同し大さに出來て居る、又月俸の如きも教誨師の月俸は千四百圓以上でさう云ふ工合に待遇と言ひ月俸と言ひ頗る良いのであります從つて隨て志望者が多いのである、我邦に於て待遇や月俸を當にして教誨師になるやうな人は望むのではない、教誨師たる者は唯自身の職務に忠實であつて必す効の擧らむことを努めて往かねばな

らぬと云ふことは勿論の譯でございますけれども他の側に於ても之を好くし又之を用ゆると云ふとは請じなければならぬと思ふ、さうでなければ今日の教誨をして益々進歩發達させると云ふことは顧る望みないことであらうと思ふのであります、次に凡そ此感化事業と云ふものは寧ろ監獄教誨ばかりではなくして感化院でございませうと監獄教誨の事柄でありませうと總て此職員の一致と云ふことが此感化上忘れてならぬ事柄であるのである、我邦の監獄の職員と云ふ者は典獄を始め教誨師監獄醫總てが一致して居るか、斯う云ふと少しく過言かも知れませぬけれども、教誨上の事に就て一致して居るや否やと云ふとは私は頗る疑はしいのである、で歐羅巴に於ける有樣を申しまするとと、此醫師と教誨師との關係に就て言へば、英國などに於きましては何所の監獄に參りましても病監に於て教誨すると云ふことは醫師の方から希望すると云ふ程でございまして何所の病監に參りましても病監で毎日教誨のないことはない、祈禱もします、教誨と云ふても極く簡單のものでありますから「サアビス」と俗に言ふて居る、又白耳義のサンヂール監獄の如きは殊に病人の爲めに病監内に教誨所が出來て居つて教誨を歡迎して居るのである、然るに我邦のことに就て申しまするとと或監獄醫の如きは病監に於て教誨すると云ふことは病因の生命を縮める嫌があるがらと云ふて、病監に於ける教誨を非認してせしめないと云ふやうなことを言ふ監獄醫も隨分世間にあるのである、是を歐羅巴のことと比較しますれば少しく其間に軒輊あるとを思ふのであります、又此教誨師と云ふ者と典獄との一致と云ふとに就て申せば先程私は此協會へ寫眞を一枚寄贈致して置きましたが、是は英國に於きまして最も近頃建築されました所のウォームウッドスクラップス監獄の教誨所の寫眞でございます、どうか御參照下さることを望みます、此教誨所は頗る立派なる物でございまして私が見て參りました所の獨逸であらうと和蘭であらうと佛蘭西であらうと白耳義であらうと米國であらうと其他諸國に於きまして見た中で是程立派な教誨所は他にはなかつたのであります、此教誨所は彼の所謂編離的の構造である所の囚人を一人々々に仕切つて教誨所に於てすらも互に顔を見ることの出來ぬやうに出來て居る構造ではございませぬので、普通一般のチヤーチと同じ造り方に出來て居りまして……斯う申しまするとと中にはそれはどうも一人々々の教誨所で顔を見ぬやうにしてある方が適切である、斯う云ふやうな者を御起しになる方もあるかも知れぬ、けれどもそれはどう云ふ者

か知りませぬけれども其隔離的構造詰と云ふことは今日に於ては最早古るい議論である、分房と云ふことは飽くまで主張致しますけれども教誨所や運動場までも隔離をすると云ふことはチト今日では古るい議論である、今日に於きましては勿論分房を主張するのであるが、運動場とか教誨所などはさう云ふ風に一人々々に隔てゝ互に顔を見ることの出來ぬやうに設けなければならぬと云ふやうなさう云ふ隔離詰と云ふことは最早歐羅巴に於ては古るい議論となつて居るのである、現に英國に於てはさう云ふやうな隔離的構造の教誨所は歡迎しないと同樣に獨逸に於きましても其通りであります、獨逸のモアビート監獄に參りました時に彼所の典獄が教誨所に就て私に說明して呉れました時に、此モアビート監獄の教誨所は隔離的に出來て居るけれどもモウ教誨所は隔離的にすると云ふ必要はない、であるから是から獨逸に於て出來る教誨所は皆隔離法は斷然廢めて仕舞ふのである、斯う云ふて私に話して呉れたことがあつたのでございます、是は教誨所の話になつて參りましたが兎に角何所の監獄へ參りましても典獄と云ふ者と教誨師と云ふ者に於きましては其精神が一致致して居るのでありまして、何所の監獄に參りましても殊に英國は甚しいが獨逸でも其通りで何れも典獄と云ふ者は必ず教誨には出席すると云ふて宜い位である、彼方らの教誨所には大抵の所には典獄を始め副典獄、教誨師、監獄醫それから女監長とのみならず其家族の席までが此監獄の教誨所の中にチヤント設けられてあるのであります、で本人は勿論家族までが出席を致しまして教誨を聽くのである、禮拜を行ふのである、で日曜日には殊に出席者が多うございまして、さうして立番を致して居る所の看守まで典獄を始め一同が四人と其に手にバイブルを持ちまして教誨師の祈禱の下に聖書を讀みまして共に讃美歌を唱へ共に禮拜して耳には美しきオルガンを聽き口には讃美歌を唱へと云ふことで、どうも教誨堂に這入りますると典獄も看守も何もない、病囚の如きも一生懸命に禮拜をし祈禱をすると云ふ有樣であつて私のやうな宗教を異にして居る所の者でも是てこそ教誨の効があるであらうと云ふことを初めて感じたのであります、殊に彼方らでは典獄、副典獄と云ふ者は教誨堂に出席しなければならぬと云ふことが一の職務になつて居る、さう云ふ規定があるのである、でございますから何所の教誨堂へ參りましても斯う云ふ事が書いてある即ち典獄副典獄は義務としてこの所に出席すべきである是は典獄の職務であると

なつて居る、てあるから典獄副典獄は交々大抵は列席致すやうになつて居るのてあります、我邦の監獄教誨に典獄諸君が列席されることはないではございますまいけれども頗る稀てある、で日本人は兎角宗教に冷談てあるから強ち典獄其の人ばかりを責める譯では決してありませぬが餘り典獄を始め職員と云ふ者が教誨に列席されると云ふことはないのてある、偶々列席されてもさう云ふやうに一生懸命に熱心になると云ふやうな人は頗る稀てある、精神はさうてはございますまいけれども兎に角形ちの上に於て教誨と云ふことが輕んせられて居るかの如くに見へるのてある、而もそれに向つて其教誨に依て彼等の精神を改良せしめやうと云ふことは少々私は矛盾して居りはせぬかと云ふことを考へるのである、

（以下次號）

○監獄食糧調査委員の設定を望む

印南生

謂ふ迄もなく監獄食糧は罪囚處遇の上に於て頗る重大なる關係を有す、刑罰原素として保健問題として幾多の難問は實に此の食糧の裏に伏在せり、各地遇囚の統一を期せんとまて監獄當局者の常に立言し苦くは畫策せらるゝ所のもの實は此の食糧の公平を除きては他に重大なる關係を有するものあらざるなり、地方經濟は糧食の厚薄あるが爲めに遇囚の公平を期する能はず、國庫支辨の必要茲に存すとせば最早今日に於ては此の重大なる問題は夙に解釋せられて各地の糧食大凡そ均一を得るに庶幾かるべき筈なり、然るに事實は之に反して其の主要なる成分の存すべき副食物は一定の金額を以て各地の間に均一に配當せられ之に依て以て當局者は遇囚の公平を所期せんと欲するに似たり、豈爲もまた甚しからずや、金額の等一は各地物價の高低に從ひ均一の食菜を得難きを以て今日の狀況に在つては寧ろ地方經濟の當時に比し一層の不公平を來すとも其の滋養成分の均一を得ること能はざるや勿論のみ、現に物價低廉なる地方海岸線多き府縣及び耕耘地を有するの監獄に在つては比較的頁好なる成分の食菜を給與するを得と雖も之に反して交通不便なるの土地耕耘地を有せざるの監獄に在つては同一の金額を以て略一樣の食菜を償ふこと難きが故に食菜粗惡に流れ保健上影響する所尠からず、是れ予の每々監獄當局者の訴言として聞く所にしてまた爾かあるべきを信ずる一言にして謂へば予は全然金額を以て食糧を裁定せんとするの非なるを斷言す、宜しく食糧は保健上及遇囚上よりして之を定むるを要すべく豫算上よりして定むべきに非ざるなり、然れどもまた實行の策としては多少豫算に顧みる所なかる可からず、徒らに基を保健上遇囚上に汲んで以て實施する能はざるの迂は十分之を避けざる可からざるは勿論なり、而して此の重大なる關係を有するの監獄食糧を定めんと欲するに當つては先づ長期刑囚を拘禁するの集治監に於て多年の經驗を有するの監獄醫及び地方監に在つては東北中國九州の各監獄醫を撰拔し其の他之に加ふるに衞生醫を以て調查委員と爲し周密に調查せしむる所なかる可からず、吾人之に疎なる者、固より言を俟むべきに非ず、唯一定の調查方針は宜く主務省よりして揩示する所あるを要す、例へば現行豫算範圍内に於てすべきと刑期の長短に因り多少糧食を異にするの必要ありや否や入監後直ちに一定の監獄食糧を給するは保健上遇囚上可なりや否や、男女の性格年齡の長幼作業の關係、及被服等の狀態に依り從つて食糧を異にすべきも如何なる範圍内に於て裁量せしむべきか等少なくとも此等の調查の方針は大体主務省より訓示する所なかる可からず、此の如くして得たる成績は始めて以て能く保健上遇囚上の統一公平を得べきものと信ず、何爲れぞ今日に於て遲疑するを要せんや、予は一日も速かに主務省は之が畫策の任に當りこの難問題に向つて解決を試みられ國庫支辨の趣旨に副て十分に監獄改善の端緒を茲に啓かれんことを望む、渺なからざるの金額を投じて監獄新營の費に充つ、善は則ち善なりと雖も一層之に優る所の普及的改善方法とし予は尙之に關し多少外國に於ける監獄食糧問題の經過を敍して以て當局者の參考に供せんと欲す

曾て英國に於ては千八百四十三年內務大臣の監獄糧食を規定する所ありたりと雖も地方經濟の事情は其の規定を實施するに至らず、百四十の地方監獄中僅かに六十三監のみ所定の食糧を給するも他は何れも皆各自隨意に其の分量食品を定むる所ありたり、茲に於てか千八百六十二年貴族院は委員に於て議決して曰く監獄食糧は其の性質及分量に於て全く調和一致を缺く各監著しき不同あるを免かれずと、越へて二年即ち千八百六十四年時の政府は此等の言に激厲せられ糧食の一致を保たしめんか爲めに更に制定する所ありたりと雖も新改正法は百十四監獄中二十六監のみ採用し大多數は尙舊則に因りたり、其後特に之が爲めに委員を設けて調查せしむる所ありて、該委員の報告書は千八百七十七年監獄費國庫支辨に際し採用せられ爾來

全く糧食の一定を期するを得るに至れり、即ち英國に於ては糧食の一定を期するを得るに至りたるは全く國庫支辨の結果と謂はざる可からず、其の他獨佛白等歐州諸國到る所として悉く監獄食糧を一定せざるはなし、

唯獨り米國に於ては各監獄の間一般に頗る調和一致を缺き殊に糧食に至ては各々獨自の方針に則れるあるを見るのみ、有名なる監獄學者先人ワインス氏の如きは此點に關し其の意見を發表して曰く監獄食糧を以て刑罰の要素に供するは今然非たるを免かれず、監獄は宜く保健上相當の糧食を給するの義務を負ふ、此食糧問題に於て蓋し歐州諸國中米國に匹儔するものあるを見ざるなり英國に於ては曾て之に關し大議論ありしと雖も宜く鏡を米國に採る所あるを要すと、予また一個の鄙見として否寧ろ多數の事例はワインス氏の所說に反し何れも米國の如く不紀律隨意の糧食を給するの監獄あるを聞かず、總べて團体生活を營むの場所獨り監獄のみと謂はず軍隊艦隊等に在つても紀律上一定の糧食を給するは必要のことゝ謂はざる可からず、

我邦現行の如き糧食の不平均は延ひて囚人健康上に障害を及ぼすこと尠なからざるを以て、特り單一の過囚問題としてのみならず保健問題として痛く當局者の猛省せられんことを望まざるを得ず

○獄事所感

別　天　生

○第二回監獄年報（一昨三十三年の事實）は主務局の調査を終へ此の頃發刊せられぬ、社會の人も監獄事業に從事する者も惟一の新しき讀繰を得たるを喜はざる可からず、されど予は獨り憂ふ、多少監獄統計に通じたりと自らも許す予は此の自信の念篤きだけ夫れだけまた監獄年報なるものに就て疑を抱かざる可からざるを憂ふ、想ふに予の茲にその仔細を語り出でんには略監獄統計主任者も予と感を同じふするに至るべきを

予は明かに表白すべし、社會の人及び監獄事業に從事する者の監獄統計年報を把て以て惟一の論據と爲すの危險なるを、言を換へて謂へば統計年報は粗漏杜撰のものなり、而して此の不完全なる統計は實に各監獄統計主任者に於て解釋を異にし或は粗漫に取扱ふ等の弊より胚胎し來る、予は必ずしも司法當局者を責むるにあらず、實は一に地方當局者に在り、試みに二三の監獄に就き小票と名籍原簿若くは自分帳と對照し來れば點々符合せざるもの數多ありて其の何れか是非黑白を爭ふと能はざるものあり、斯の如き杜撰なる材料に依つて

蒐集し得たるもの如何でか信を措くに足らむや、縱令また統計上斯の如き甚たしき失態なしとするも主任者の不注意は事實を正當に檢擧し得ざる者比々皆是ならざるはなし、宗教調の如き往々善提寺を其儘掲け敎育調財產調の如き何れも一定の解釋を與へられたるに敢て之に牽制せられざるが如き少なくとも統計の統一正確を所期する所以のものに非ざるなり、監獄統計に基いて立論せんと欲する者過たざらんと欲するも豈得べけんや、我輩は統計主任者の今一層深く注意を加ふるに非ずんば到底統計なるものに信を措く能はず、不信用なる統計は寧ろ害あつて利なし、徒らに多數の時日と繁勞とを以てこの不信用有害の統計を作製するは何の意ぞ主任者は宜く愼密に注意を加へ上官また之が監督に務むる所なかる可からず、偶々第二回統計書の發刊に際し一言を敘して當局者の猛省を請ふ

（未完）

○刑事被告人及囚人の所持金工錢等を以て食物若くは書籍購求を出願するに際し之に對する當局者の繁勞また尠なしと爲さず、殊に多數の在監者を拘束する所に在つて領置金支拂の記帳を爲すに當りてもまた一方ならぬ手數を要することなり、何れも人別簿はいろは順若くは入監番號順に依れることなれば之を繰り出すことさへも中々に一かどの手數を要す現に警視廳などでは先づ領置金人別簿の丁數を本人に告知せしめ購求出願の際には必ず其の丁數をも併せて申出でしむるの取計を爲せり、至極之が爲めに索引の便を得ること尠なからずと謂ふ、成る程多數在監人の所に在つては斯くする方法を採るは誠に必要にして且簡便の策と謂ふべきに似たり、各監獄もこの法を實行して見ては如何に

○白耳義に於ては囚人入監の際讀書習字算術作文等の科目に就て問題を授け之に答案を附せしめ其の一件書類は身分帳中に編綴し置きて出監の際も再び同樣の問題答案を編綴し置くを以て例と爲せり、故に一見在監中に於ける敎育進歩の程度を徹知することを得我邦に於ても客年典獄會議の際大臣よりの指示事項中に其の趣旨を掲げられたるやに記憶せり、然るに今二三の地方監に就て未了年囚の身分帳を閲すに絶へて此の形迹なし、想ふに指示事項は典獄の間に深く注意せらるゝに至らずして其儘秘密文書として庫裏に藏せらるゝに至りしものならん歟、兎に角予は此の事項の各監獄に勵行せらるゝに至らんことを望む

○監內往々にして卷煙草の伏藏するあり、何れよ

り何人の手を經て包藏せらるゝに至りしが、看守の私意に由て故らに贈與したるか物品運搬者の所爲か若くは監外より投入したるか三者必ずその一に居らずんばあらず、何れにしても戒護者の注意周到ならば彼等をして卷煙草を包藏せしむるの機會を失はしめ且また之が犯則者を發見するに苦しまざる可きに其の之をして既に卷煙草を私有せしむるは戒護上一段の不注意あるもの殊に何人か犯則者たるやを發見し得ざるもの最も重き過失と謂はざる可からず、近時往々にして卷煙草包藏の所爲あるも何人も處罰せずに其の儘等閑に付するの事實あるを聞き監獄紀律上由々敷大事なるを想ひ特に當局者の注意を請ふ僅かに一片の卷煙草なりとは謂へ戒護者の目を潜りて在る可からざる所に存するとせば何ものか其の他意外の邊に意外の物伏在するやも測り知る可からず、幾徹を愼まずんば大事起らむとは實にもや嶺須臾監獄は一片の卷煙草に因て灰燼に歸したるを記憶せずや

○近來多少知名の士の往々囹圄の人と化するあり靜岡愛知由梨廣島等に於ての如く未決監に縲紲事會員若くは其地名望の士の拘束を受くること數多きことの樣に感ぜらるゝが、此等の士の拘束は一方監獄吏員中不正の交通を生ずるの基と爲るあるは斯社會の爲め最も嘆くべきことと謂ふべきなり左れば知名の士の入監は監獄吏員の試金石とも謂ふべきものにして各自十分の注意を以て一層の警戒を加ふる所なかる可からず、殊に知名の士の入監は多くは詐欺取財なれば陷すに利を以てし私慾を充たさんとを計るは彼等の常情とする所看守押丁諸氏中又一片の利慾に迷され此等の士を不幸中より救濟すれば將來立身の基たるべしと思惟するの愚さ、己れも亦囹圄の人たるを免かれず、斯る者若し監獄社會中に在りとすれは知名の士の入監に依て陶汰せらるゝこそ寧ろ幸なれど、此の純潔なる社會に斯る犯罪者一人も存せざるを證明するの遙かに優れるに如かず

統計

○明治三十五年三月末日現在全國在監人員表

	四、人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	計	前月ニ比シ増	前月ニ比シ減	前年ニ比シ増	前年ニ比シ減	明四年三月末日現在	比較増△減
東京	三、一三三	一、三七〇	一三	三五八	七	四、八〇一					四、三五五	三五六
京都	一、三五八	五六〇	八	二一三	二	一、七八三					一、七九九	一六
大阪	二、三八九	九三七	五九	二一四	一四	三、四八三		四五六		一、五一一	三、九四七	△四六四
神奈川	一、三三三	五六九	一七	一三三	一四	一、八四〇		一〇	四一		一、八五二	一二
兵庫	一、一一一	四三一	一一	五一	一	一、五〇一			七四		一、五二一	二〇
長崎	八九六	二四	一	一四	一	一、〇四〇			一九		一、〇四二	二
新潟	一、一四四	二四九	三	一四	三	一、四二〇					一、四二〇	一〇
埼玉	九九九	二四	一	一四	一	一、二四〇					一、二四〇	三三
群馬	九一九	二四六	二	一七	一	一、二九三					一、二九三	三
千葉	一、一〇〇	二四	一	一七	一	一、一四三					一、一四三	一九
茨城	一、一〇一	一八一	一	一四	一	一、三二六					一、三二六	一
栃木	九一九	二四六	二	一四	一	一、二九一					一、二九一	二
岐阜	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
愛知	一、一三三	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
三重	一、一〇〇	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
滋賀	九一九	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
京都	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
大阪	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
兵庫	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
奈良	九一九	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
和歌山	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
鳥取	九一九	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
島根	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
岡山	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
廣島	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
山口	九一九	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
德島	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
香川	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
愛媛	九一九	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
高知	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
福岡	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
佐賀	九一九	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
長崎	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
熊本	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
大分	九一九	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
宮崎	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
鹿兒島	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
沖繩	九一九	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
北海道	一、一四四	一四九	一	一四	一	一、三二三					一、三二三	三
計	六四、二六三	二、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
前年二月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
前年三月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
前年四月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
前年五月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
前年六月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
前年七月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
前年八月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
前年九月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
前年十月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
前年十一月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
前年十二月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
三十五年一月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
三十五年二月末日	六四、二六三	一、一二三	一一五	六三、二八二	一、一四三	六一、四二三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
三十五年三月末日	五二、九七七	九、九三一	一七七	一、〇五六	一一三	六四、二六三	一、一九五	四五六	四一	一〇	六一、四二三	一九
三十五年二月末日	五一、五四四	一〇、八三七	一七〇	一、〇六六	一一五	六三、二八二						
三十四年三月末日	五一、七八二	八、四二〇	一三六	九八二	一〇三	六一、四二三						
前月ニ比シ増	一、四三三		七			九八一						
前月ニ比シ減												
前年ニ比シ増	一、一九五											
前年ニ比シ減												
明四年三月末日現在	二、八四〇											
比較増△減												

○明治三十五年三月末日現在在監人員表

總計	北海道集治監	本監	三池集治監	宮城集治監	東京集治監	北海道	神繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城	長野	岐阜	滋賀	靜岡	山梨	愛知	三重	奈良	和歌山	栃木	群馬	埼玉	千葉	茨城	東京	神奈川	總計
一、二四七	一、二四七	一、〇六五	一、一四八	一、一四八	八九二	二九三	六六三	四八八	八七一	三七二	五五一	一、一二一	八八六	一、一七	六六七	六六七	一、八四九	一、〇〇一	六八〇	五九〇	二八七	二四一	三五八	三五八	五九八	二四四	四四	一、〇二七	九〇	一、三五九	九七〇	四四七	九二六	一、九九七	一、〇四四	六六四	九一	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四
九、九二一						四四二	一七	八四	一〇八	一九七	一六七	四四六	八九五	一二	一六	一六	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一七						一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、〇六〇						九	四	一四	一七	一四	六	一四	一一	四	四	四	一九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
六、二三一						二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、〇六〇						九	四	一四	一七	一四	六	一四	一一	四	四	四	一九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一、〇六〇						九	四	一四	一七	一四	六	一四	一一	四	四	四	一九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一、〇六〇						九	四	一四	一七	一四	六	一四	一一	四	四	四	一九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一、〇六〇						九	四	一四	一七	一四	六	一四	一一	四	四	四	一九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一、〇六〇						九	四	一四	一七	一四	六	一四	一一	四	四	四	一九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一、〇六〇						九	四	一四	一七	一四	六	一四	一一	四	四	四	一九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一、〇六〇						九	四	一四	一七	一四	六	一四	一一	四	四	四	一九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一、〇六〇						九	四	一四	一七	一四	六	一四	一一	四	四	四	一九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一、〇六〇						九	四	一四	一七	一四	六	一四	一一	四	四	四	一九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一、〇六〇						九	四	一四	一七	一四	六	一四	一一	四	四	四	一九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一、〇六〇						九	四	一四	一七	一四	六	一四	一一	四	四	四	一九	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二

○前表中外國人を國籍に依り區分すれは左の如し

○明治三十五年三月末日現在全國囚人刑名別

	清國人		韓國人		英吉利人		佛蘭西人		露西亞人		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
囚人			一六								一八	
刑事被告人			三		一		一				四	
刑事留置人			一		一		一				二	
計			四		二		二				六	

	本年三月末日現在			本年二月末日現在	前月比較	
	男	女	計		増△減	
無期徒刑	九五三	六六	一、〇一九	九九五	二四	
有期徒刑	三、二二〇	二五九	三、四七九	三、四七三	六	
有期流刑	五		五	五		
重禁錮	三、七一三	六〇二	四、三一五	四、三〇四	一一	
輕禁錮	三、一〇五	三〇〇	三、四〇五	三、四一六	△一一	
重懲役	一〇		一〇	一〇		
輕懲役	二		二	二		
五年以上	一、八二一	二八	一、八四九	一、八一四	三五	
五年未滿三年以上	五、四四二	一二九	五、五七一	五、五一八	五三	
三年未滿	九、四三一	三五一	九、七八二	九、六六七	一一五	
一年未滿	五、七三九	二五八	五、九九七	五、九四六	五一	

○三月分上訴人員

	新上訴人員				月末現在上訴人員			
	地方裁判所の判決に對し	控訴院の判決に對し	上告及同上訴の未決に移されし者	計	二月	一月	二月に比し増△減	一月に比し増△減
東京控訴院管内	三	一三	六	二四	二四	二六	△二	△二
大坂控訴院管内	三	三	一	七	七	七		
長崎控訴院管内	一	一		二	二	二		

	輕禁錮				拘留		合計	控訴院へ押送未濟	月末現在上訴人員			
	一月未滿	三年以上	三年未滿一年以上	一年未滿六月以上	六月未滿一月以上	計						
東京控訴院管内	一、二〇四	一、五九八	三六、八七九	三、一〇五	一、一一一	六八一	三七	二〇、二三六	二九、四八〇	四九、七一六	一三、七八七	一、二一〇	一、二五七	一、二一〇
大坂控訴院管内	一五七	一、八六二	三八、七四七	三、四〇五	一、一七五	七八九	三七	二二、四九〇	三〇、四八七	五二、九七七	一、七五五	一、八四二	三七、三六四	一、三七七
長崎控訴院管内	九三九	一、八六二	三七、三六四	三、四一六	一、一〇五	九二三	三七	二一、八一七	二九、七二七	五一、五四	一、二〇一	一、二六〇	一、三四三	一、三四三

| | | |

監獄署　集治監及分監さも以下同ジ

に在ては在監人五百人迄は八人以内とし在監人五百人以上は左の割合に依り増置することを得

一在監人千人未滿の監獄署は百人に付一人

二同千人以上二千人未滿の監獄署は百二十人に付一人

三同二千人以上の監獄署は百五十人に付一人

監獄支署に在ては在監人百人迄は四人以内とし在監人百人以上は八十人を加ふる毎に一人を増置することを得但在監人四百人以上の監獄支署は監獄署の例に依る

炊事場の構造又は監房工場の配置等に依り必要あるときは監獄署に在ては五人以内監獄支署に在ては三人以内を増置することを得

二掃除夫の常置人員は左の各項に依る

監獄署に在ては敷地六千坪迄は六人以内とし六千坪以上は千坪を増す毎に一人を増置することを得

監獄支署に在ては敷地二千坪迄は三人以内とし二千坪以上は千坪を加ふる毎に一人を増置することを得但し六千坪以上の監獄支署は監獄署の例に依る

敷地内の建物の多寡及配置等に依り必要あるときは監獄署に在ては五人以内監獄支署に在ては三人以内を増置することを得

監獄署に在ては在監人五百人迄は八人以内とし在監人五百人以上は左の割合に依り増置することを得

一在監人千人未滿の監獄署は百人に付一人

二同千人以上二千人未滿の監獄署は百二十人に付一人

三同二千人以上の監獄署は百五十人に付一人

監獄支署に在ては在監人百人迄は四人以内とし在監人百人以上は八十人を加ふる毎に一人を増置することを得但在監人四百人以上の監獄支署は監獄署の例に依る

炊事場の構造又は監房工場の配置等に依り必要あるときは監獄署に在ては五人以内監獄支署に在ては三人以内を増置することを得

二掃除夫の常置人員は左の各項に依る

監獄署に在ては敷地六千坪迄は六人以内とし六千坪以上は千坪を増す毎に一人を増置することを得但し六千坪以上の監獄支署は監獄署の例に依る

敷地内の建物の多寡及配置等に依り必要あるときは監獄署に在ては五人以内監獄支署に在ては三人以内を増置することを得

監獄改築場にて使役する者及び下掃除に從事する者は定員以外と爲すことを得但下掃除は成るべく副業と爲すを要す

三看病夫の常置人員は病監に收容する患者二十五人以下は二人とし以上病監患者二十五人を加ふる毎に一人を増置す但病監の構造又は患者の病症等に依りては特に増減することを得

四理髮夫の常置人員は左の各項に依る

每監獄拘禁男子五百人迄は一人とし拘禁男子五百人以上は四百人を加ふる毎に一人を増置することを得但加へて九人を超ゆることを得す

理髮夫は成るべく副業と爲すを要す此場合に於ては前號の例を用ゐす

五炊夫掃除夫看病夫理髮夫の料定錢工は左の各項に依る

每監獄前年度に於ける總囚一人平均工錢額を信加したるものを以て料定工錢とす但實際の狀況に依り特に二割以內を增減することを得

前項平均工錢額は男子に在ては男囚の平均額に依り婦女は女囚の平均額に依る

水汲夫禁夫薪割夫等の料定工錢は炊夫の例に依る定員外に使役する掃除夫の工錢は適宜低減することを得

○警察署内の留置場に拘置せらるゝ者の費用に關して

警察留置場の費用は國庫より償還せらるゝことゝ爲りてより押送途中の被告人に對して迄も往々國庫の膨蒿を免かれず、元來右法律の旨趣に依れば單に令狀を發布せられ監獄の一部として留置場を使用する場合に限り國庫より償還すべきものなるを以て押送は當然警察官署の職權に屬し監獄費を以て支辨すべき性質のものに非ず今左に問合回答の例を示して諸士の參考に供す

一拘留狀又は逮捕狀に依り引致したる被告人にして監獄署に送致迄の食事療養等の費用は監獄費より支出するを要せざるや

右回答　監獄署に送致迄は押送中なるに依り本年法律第十一號の範圍外なり

二現行犯にして令狀なき者又は拘引狀に依り引致せられたる者に對し裁判所に於て取調の末拘留狀を發せられたるとき監獄署に送致する迄の間に於て食事等の費用も尙法律第十一號の範圍外なりや

右回答　御見込の通り

○監獄傭役工錢に就て

傭役工錢の計算に就て左の通り主務者總務長官及監獄局長より通牒せられたりと謂ふ事少しく參閱に屬すれども全文を揭げ參考に供す

總務長官通牒　監甲第一五九號
三十五年三月二十九日

監獄作業に依り製作する物品及雜に囚人の勞力を監獄の用に供する場合之に對する經費整理方之義は從來通々に相成居候處十五年度以降左の各項に依り整理相成度此段及通牒候也

一　監獄費用物品の製作修繕は監獄作業規程第二十九條第一號の價格を當該科目より支出す

二、直營工事及炊事、掃除、看病等に使役する囚人の傭工錢は之を支出せす

監獄局長會計營繕兩課長通牒　監甲第一五九號
三十五年三月二十九日

監獄作業に依り製作する物品及雜に囚人の勞力を監獄の用に供する場合に於ける經費整理方之件本月總務長官より通牒相成候處精鎔、製本、印刷、洗濯、裁縫等にして從來傭工錢として支出相成候向も有之候得共右は其物品に對する料金（賃又は委何石の搗代等の類）さし自今該通牒第一項に依るへき筈に有之候且つ直營工事に使役する囚人の傭工錢は同第二項に依り支出せるへく以て會計規則第七章の規定其他料目整理等に直接關係せさる樣に有之候得共豫算又は決算證明上に調製すへき費用內譯書及證明簿書等に於ては朱書を以て之れか揭記を要する義と御了知相成度此段及通牒候也

○關西地方典獄協議會決議事項

（前號の續）

第十七號　受負契約中左記の通修正の件

第十條　工錢は甲者に於て其月の成功物品引渡高に依り之を精算し遲滯するものさす若し乙者に於て計算に對し異論あるさ

きは工錢納入期日内に之れが申立をなすへきものとす

第廿九條　前條第五號乃至第九號に依り契約を解除したるとき又は第七條各號の事故によるにあらずして本契約の解除若くば事業の中止を請求したるときは保證金を申者の所得とするものとす

第十六條　器品器具の供給を缺きたるに由り一時休業せしむるか又は他の役務を執らしめたるときは其時間使役者各自の料定工錢を積算したる額を徵收するものとす

（可決）

第十八號　受負契約に關しては主として保證金制を採り爲已むを得ざる場合に於て保證人を立てしめ保證義務を負はしむる件但し保證金は現金若くは有價證券を以てすること

（可決）

第十九號　未丁年囚、幼年囚、懲治人等に對する教科書を選定し若くは其筋に於て編纂發行せられむことを出張官に希望を述ふること

（決議）教科書の種類其他之に關する方法等は各自攻究の上次期會同に提案すること

第二十號　在監人行狀勘查規程を廢せられたるに付ては現行規程の賞譽期に相當し規程第一條に該當せざるの情狀判然なるものは看守長に於て身分帳調經表に其意見を記入して典獄の判定を求め司獄官會議に提出せざることに一定しては如何

（決議）一定を要せず

第二十一號　在監人員と監房數とは本省に於て統計其他の取調により判明せるを以て假定在監人以上に渉るときは空房の余地ある最近の監署へ協議の上移監せしむること

（可決）

第二十二號　經費の項備品費の目器具、雜器機、雜品の三節に區別しあるも是等は概ね同性質のものにして特に之れが區別を設くるの必要なし依て此の節を全廢し雜品費に屬する物品は總て雜品の目雜用品の節中に入る（き樣出張官に希望を述ふること

（可決）

第二十三號　囚人亡至親の忌日に當り讀經を情願すると共に工錢中より佛前に香花を供ふることを出願するときは之を聽可するか若し許可するとせば香花購求額の範圍を限め一定しては如何

（決議）工錢の中より香花料五錢以内を以て許可すること

第二十四號　老者、幼者、病弱者、不具者の爲したる科程外に習し科程外工錢を給與するの可否

（決議）第一科程に遂せざる者には科程外工錢を給與すへきものにあらず

第二十五號　日曜日囚人の役業休否を各地一定することに出張官に希望を述ふること

（決議）全國を通じ半日役一定のことに出張官に希望を述ふること

第二十六號　本省に衛生技師を置き監獄全般の衛生を査察し之れか施行方法を協一にするの件出張官に希望を述ふること

（可決）

第二十七號　署中需用品相互相賣する（用紙、被服、印刷、靴等の重要のもの）の目的を以て作業を設置すること

第二十八號　監獄年報、囚人身分帳其他一定の法式ある用紙は各縣申合せ一所に於て印刷する方法を設くること

（二十七號案併議）

（決議）兩案共各自歸任の上取調作業種目等を主管縣へ通知し主管縣に於ては之れを取纏め便宜の方法により更に縣合府縣（通知すること

第二十九號　監獄會計處務規程第十五條第二號の建築又は有形を變する修繕にして五百圓未滿のものは知事に於て施行し届出ることに改めらるゝ樣出張官へ希望を述ふること

（可決）監獄報告例改正に付其第十八表（新受刑幼年囚及未丁年囚の罪名と犯數出生等）第二十二表（新受刑囚歐洲の習慣）も

第三十號　監獄報告例改正に付其第十八表（新受刑幼年囚及未丁年囚の罪名と犯數出生等）第二十二表（新受刑囚歐洲の習慣）も

統計小票により計査するを便とす故に小票の樣式改正の件を出張官へ希望を述ふること

（可決）

第三十一號　刑事訴訟法（第六十五條と殊す）草案に依れば拘引狀なる以て引致したるものを監獄に留置することを得と規定せられたる由に聞及へり果て事實ならは左樣のことなき樣出張官迄希望を述ふること

（可決）

第三十二號　判任官及看守俸給は地方の狀況に拘はらす平均に配當せらるゝ樣出張官に希望を述ふること

（可決）

第三十三號　歲出概算書中四月一日現員現給並に定員配置表（判任官分）を左の如く改正せらるゝ樣出張官へ希望を述ふること

一定員　何人　平均月額何程　金何程

一現員　何人　同　上　同　上

内

何等　何級　何人

同　何級　何人

（可決）

第三十四號　在監人賞譽規程第四條第二項の行狀錄記入は二ヶ月に一回とし刑期一年未滿の者は便宜の方法に依るものとしては如何

第三十五號　在監人賞譽規程第四條に依る行狀錄の記入は刑期一年以上とし其以下は簡便樣式を定められたきことを出張官に希望を述ふること（三十四號案併議）

（決議）刑期一年以下の者に付ては便宜の方法を設けられむことを出張官に希望を述ふ

第三十六號　監獄官、女監取締、押丁、授業手給額積算左の如く改定せられたことを出張官に希望を述ふること

監獄署一人月俸平均　四十圓

女監取締同　九　圓

押丁同　八　圓

授業手同　十五圓

右監獄署給與額增加すれは同時に其開業を廢修せしむること

第三十七號　女監取締俸給平均額增加の件

理由

女監取締俸給は六圓以上十五圓以下と規定せられ其範圍は漸く增加せられたるも給與平均額の增加なきは遺憾とする所現今物價高直の際七圓五十錢平均にては相當人を得難きにより三十六年度は十圓平均を以て豫算整せんとす（三十六號案併議）

（決議）出張官に右の希望を述ふること　（完）

○四月茶話例次會

客月第三土曜日（十九日）を以て茶話例次會は開かれたり、當日演席の主人公はヒユース孃にして本誌論說欄内に掲けたる如く囚人の改善と題して約二時間も緩々熱心に所說を述べられたり、孃は元來教育事業に熱心者なれど、監獄もまた一種の教育事業に外ならざれば從て如何に斯道にインテレストを有するかは該論說を一讀する者の容易に知了する所なりと信ず、左に出席者の人名を掲ぐ

杉原襄	樽	近藤智雄	柳井善行
小々畠一左衛門		山本千代楠	棚野利義
横山磧次郎		山崎儀吾	大渡市太郎
園田賢光		松井敎意	濱九三
財福久一		松本喜十郎	山崎政義
緒方重雄		三輪榮太郎	小笠原虎雄
白井亦太郎		佐藤者吾	篠留吉

野熊次郎　吉田常文　奈倉德一郎
田中扇郎　笹田秀穗　關定得
田島勇　松澤留吉　小宅晉三郎
鈴木トク　中島新吉　吉田周造
風間國太郎　伊藤忠次郎　箕島文太郎
宮館貞一　永吉鹿次郎　甲斐文彥
大村善次郎　小瀧芳次　松木幸平
宮原定吉　上山篤一　鹽江震治郎
小倉吉次郎　布村茂隆　齋藤重義
堀正清　松本岩次郎　齋藤龜市
圓佛淺造　須藤善一郎　永野倉三
田中武一　淺間德三郎　坂本存
伊勢谷常三郎　北村源治郎　竹村寅夫
荻谷忠　岸川萬太郎　杉浦覺龍
青山時三郎　村上忠夫　鉢巻清德
監獄訪問係　永江貞之　小林鐵三郎
內田嘉吉　小笠原長貞　田中義治
林平治　板津七三郎　押田芳之助
山上義雄　眞木喬　久保田貫一
澤正容　早崎春香　千頭正澄

此外氏名を逸したるもの十數名

鍛冶橋監獄一課長濱田辰四郎氏の死去　同一課長は舊監獄官練習所受業生として香川より撰抜せられ其の前後多年間監獄事業に盡瘁せられ舊臘年初に際し鍛冶橋一課長に轉せられ熱心其事務に執掌せられしも本月六日朝突然卒去せられたり、病症は腦充血？心臟痲痺？何れかは不明、斯界の爲め此有望の人を失ふは誠に悼むべきなり

○三十五年三、四月中假出獄者

出獄月日	上申官廳	認可月日	判決年月日	罪名	刑名刑期	氏名
一月廿七日	北海道廳	一月廿一日	廿九年十二月廿二日	殺	輕懲役六年九月	岩田敎敏
同	福岡縣	一月廿五日	廿一年五月二十四日	監守	監輕懲役六年	菅野松太郎
二月三日	大分縣	一月廿一日	廿九年十一月廿一日	故殺	輕懲役六年九月	鹿石順作
二月六日	北海道廳	一月廿一日	三十年一月二十一日	官文書僞造	同	中村鐵太郎
二月十八日	同	二月十三日	廿一年十一月廿五日	官印盜用官文書僞造	重禁錮四年	佐伯又十郎
同	同	同	同	同	同	赤松藤作

二月廿一日　京都府　二月十七日　廿二年七月八日　手形僞造行使　重禁錮三年　中西庄吉
二月廿八日　靜岡縣　二月廿六日　廿九年十月七日　毆打致死　輕懲役六年九月　前島喜太郎
三月一日　三重縣　二月廿六日　廿年一月廿五日　詐欺破產　輕懲役六年　藤本徹定
三月三日　鹿兒島縣　二月十三日　三十年十一月廿九日　官印官文書僞造等　輕懲役六年　押領司佐市
同　大分縣　二月廿七日　廿九年十一月十二日　紙幣僞造及知情行使　輕懲役六年九月　村本藤一
同　熊本縣　同　二十九年五月十九日　強盜　僞人同　丸尾喜八
三月五日　高知縣　三月一日　二十七年一月廿九日　謀殺　重懲役十年六月　立花槐
三月六日　三重縣　三月三日　廿九年八月五日　毆打致死　輕懲役六年九月　桂川長次郎
三月八日　同　三月六日　三十一年一月廿四日　約束手形僞造行使　重禁錮五年　松村盛貫
同　宮城集治監　同　廿六年十二月廿一日　持兇器強盜　重懲役十年六月　齋藤總次郎
同　茨城縣　同　三十年六月七日　公證文書僞造　輕懲役六年　土子三五郎
同　和歌山縣　同　廿二年十一月廿八日　放火未遂　重禁錮三年　貴志定次郎
三月十日　京都府　三月七日　三十年六月八日　約束手形僞造行使　輕懲役六年　北村米次郎
三月十三日　埼玉縣　三月十二日　廿九年十一月十九日　謀殺未遂　輕懲役六年九月　坂本久三郎
三月十五日　青森縣　同　廿二年四月四日　官文書僞造行使　重禁錮四年　奈良清
三月廿七日　山梨縣　三月十八日　三十年三月五日　毆打致死　輕重役七年　高尾市太郎
三月廿一日　奈良縣　同　三十年七月八日　約束手形僞造　輕懲役六年　山口權吉
三月廿四日　千葉縣　三月廿二日　三十年八月二日　詐欺破產　同　岸岡七郎
同　石川縣　三月廿二日　三十三年八月廿二日　監守盜等　重禁錮二年　野村政武
三月廿五日　神奈川縣　同　廿九年十月八日　強盜　輕懲役六年九月　古性白吉
三月廿九日　熊本縣　三月廿六日　二十九年六月十二日　僞造統帶行使　同　渡邊大九郎
三月廿六日　長崎縣　同　三十年四月五日　詐欺破產　輕懲役七年　副島勝忠
三月三十日　大分縣　同　三十年九月三日　放火未遂　輕懲役六年　後藤長平
三月廿一日　滋賀縣　三月廿八日　廿九年十二月十一日　殺　輕懲役六年九月　山村角藏

同	同	同	廿九年十二月廿五日	放	火	清水とめ
同	同	熊本縣	二十九年六月十二日	僞造紙幣行使	同	緒方虎藏
同	同	同	廿八年八月三日	毆打致死	輕懲役七年六月	柳田寅八
四月一日	熊本縣	同	廿三年三月廿九日	詐欺取財	重禁錮三年	中澤庸
四月	新潟縣	三月廿一日	廿三年三月七日	毆打致死	重禁錮二年六月	中野儀三
同	同	同	二十八年三月十九日	持兇器強盜	重懲役九年	薗川靜助
四月八日	東京集治監	四月七日	廿年六月廿六日	強盜	輕懲役六年	高橋平吉
四月九日	山形縣	四月七日	二十九年五月十五日	強盜、僞造有價證券、僞造公文書	重禁錮四年	森田勝三郎
四月十日	栃木縣	四月八日	廿二年五月二十二日	約束手形、小切手私書僞造行使等	重禁錮四年	鶴田英三郎
四月十一日	福岡縣	四月七日	廿三年七月九日	公文書僞造	重禁錮二年六月	大塚總太郎
同	新潟縣	四月八日	廿九年二月二十四日	毆打致死	輕懲役八年	佐藤八十吉
四月十三日	同	四月十日	廿三年二月九日	公文書僞造	重禁錮二年六月	下村英太郎
四月十四日	同	同	廿九年五月二十九日	官印僞造行使	輕懲役七年六月	繰永辨治
四月十五日	高知縣	同	三十三年三月十四日	詐欺取財	重禁錮二年六月	村山嘉三郎
四月十四日	新潟縣	四月十一日	三十一年二月廿二日	手形僞造行使私印盜用	輕懲役六年	木村吉輔
四月十六日	大坂府	四月十四日	三十一年一月廿一日	強盜	重禁錮五年	藤原嘉太郎
四月十六日	岡山縣	四月十四日	二十九年二月二十日	放火	輕懲役八年	美原ミン
四月十八日	新潟縣	四月十五日	三十年九月二日	監守盜	輕懲役六年	船坂六之助
四月十九日	岐阜縣	四月十六日	三十年九月二十四日	毆打致死	同	植村喜一郎
四月廿一日	長崎縣	四月十七日	廿六年十一月三十日	貨幣僞造行使	重懲役十一年	原シノ
同	福岡縣	同	廿八年一月四日	上官ニ對シ暴行ヲ加フ	重禁獄九年	大森庄吉
同	三池集治監	同	廿九年十一月十四日	官文書僞造	輕懲役七年六月	富永錠次郎
四月廿二日	北海道監	四月十五日	廿六年十一月四日	官文書僞造	輕懲役六年	太田甚助
同	長崎縣	四月十七日	三十年九月一日	謀殺未遂	輕懲役六年	藤井繁藏
同	山口縣	四月十九日	三十年一月四日	公文書僞造	同	

同	大坂府	同	廿年十二月十日	爲替手形僞造行使等	同	御宿逢次郎
四月廿四日	新潟縣	四月廿一日	廿九年二月二十四日	放火	輕懲役八年	竹内仁作
四月廿六日	神奈川縣	四月廿四日	三十年五月六日	同	輕懲役六年	安田善吉
四月廿七日	山形縣	四月廿五日	三十年八月六日	官文書僞造	同	武田幸助
四月廿八日	北海道集治監	四月十九日	二十六年六月十七日	紙幣僞造	重懲役十一年	上田佐次兵衛
同	宮崎縣	四月廿三日	三十年九月二十九日	約束手形僞造	輕懲役六年	長嶺虎吉
同	三池集治監	四月廿四日	廿四年十月二十九日	故殺	重懲役十一年	前田光次
四月廿九日	群馬縣	四月廿八日	廿年六月廿八日	毆打致死	輕懲役六年	市川織次郎
四月廿日	石川縣	同	廿四年二月二十六日	官文書僞造行使等	重禁錮一年六月	水島初太郎

◎諸星來徃

○久保田監獄局長は本月十三日九州及山口廣島岡山地方へ監獄巡閲として出張せられたり隨行者は屬松本一次氏

○五十嵐廣島縣典獄は本月五日上京同十日歸任

○木名瀨京都府典獄は本月十日上京同十七日歸任の筈

○長屋北海道集治監典獄は本月十四日上京

◎事故錄　自四月十一日　至五月十日

四月十九日　本會茶話例會を開く來會者は監獄署職員生多數にて普通月次會に異彩を留む

五月一日　山上事務官は警視廳鍛冶橋市ヶ谷眞木事務官は巢鴨

東京集治監巡閲として何れも命を受く陛下の監獄巡閲蓋し稀有なり



○松見多聞氏の事業を紹介す

《出獄人保護事業》

武田慧宏

東京にても閑寂なる駒込曙町の十三番地に、小奇麗で恰好よき一棟の家がある、こゝは松見多聞氏が常に十數名の出獄者と寢食を同ふせらるゝ所である、一寸見れば中流以上の住宅たる門構で、尋ねる人か出獄人保護所としては過ぎるでないかと

いつて往く人もあるそうなが、氏は居は衰を移すといふ邊から益〻清潔を保つことに注意して居られる、宅には氏の外に事務を補助する老人と出獄人ばかりの男暮らしで、炊事も被保護人の一人が擔當して居る、

松見氏は元來東京養育院の教誨師であつて直接監獄事業には關係のない人であるが、氏自身の創意で出獄人保護の事業に取りかゝられたは主として彼等に同情を持つて居られたのによるも、亦た一つは至難なる保護事業か果して幾許まで成功し得べきかを試みたいからであると同氏から聞いたこともある、氏にとつては片手間の仕事のやうにあるが中々これが爲めの苦心經營は非常なもの、その一二を擧れば被保護人の就業轉業の世話、工錢收支の監督から、警察署との交涉まで其衝に當りて處理して往かれ、而かも其家にありては何かに平等主義を守りて好摸範を示すことには中々綿密に行屆いて居る、時々被保護者のいふ所を聞くに私共偶たま食物の不平など起りても先生(松見氏)は年が年中同一の物を无言てあがることを思ひ出しては勿体ないと濟まして居りますと、又或者はいふ、夜業でもして十二時過ぎて歸りましても先生は矢張り寢ねずに待ち居つて下されるから自然に勵みがつきますと、

たま〳〵社會に背いた爲に社會より棄てられた彼等は松見氏によりて嚴父慈母の如き愛情に温められ、始めて光明の路程に上ることが出來た、中には監視滿了の後も永く同家に止まるもの、又終始出入を絶たざる者も多い、彼等は兎も角に氏の許を以て第二の故園と考へて居るらしい、

氏が始めて此事業に着手せられたは明治三十三年の三月で、爾來二ヶ年間の收容者は四十名足らずである所から見ても未だ斯業の搖籃中にあることが知れる、しかし現狀から推せば將來も益々健全に發達するであろうと深く屬望して居る、氏は初より宗教家の態度を守りて、佛典の所謂獨作諸善基督の所謂右手の事を左手に知らしめぬ位にして來られたが、思ふにかゝる事業は固より世人の同情と奬勵を博し得べき筈であるから、昨年十二月迄の成績表を同氏よりかりて之を公に紹介することにいたした、

出獄人保護成績表

◎收容被保護人三十四人　明治三十三年三月ヨリ三十四年十二月マデ

內譯

保護所に寄宿して他へ通勤就業する者　九人
保護所を出てゝ後就業自活する者　十五人
內　東京府ニ於テ就業自活スル者　九人
　他ノ地方ニ於テ就業自活スル者　六人

出所後住所不明の者　一人
在所中に逃亡せし者　七人
再ひ罪を犯したる者　二人

◎收容せし事由を區別すれは
親戚知己の擯斥によるもの　十一人
親戚知己の便るへき方なきもの　十五人
事故ありて歸住するを得さるもの　八人

◎教育
普通讀書力ある者　十一人
稍讀みうる者　十六人
文字を讀まさる者　七人

◎收容者の年齡を區別すれは
十九年二人　廿一年四人
廿二年五人　廿三年二人　廿四年二人
廿五年三人　廿八年二人　三十年一人
卅六年四人　卅七年一人　卅九年一人
四十五年一人　四十六年一人　四十八年一人
五十二年一人

◎罪質及犯數を區別すれは
窃盜初犯十五人　二犯六人　三犯一人
(私印私書偽造行使)
五犯一人　(私印偽造行使)初犯一人
(放火未遂)再犯一人　強窃盜再犯一人　(私印偽造行使)初犯一人
拐帶一人　詐欺初犯二人　再犯一人

◎保護所を出てたる事由を區別すれは
養子入籍したる者　一人
屋主の方へ轉宿したる者　五人
獨立して一家を經營する者　二人
親戚の許容を得て本籍に歸住したる者　七人
他に宿所を求めて辭し去る者　一人

◎保護所を出てゝ後の就業種類
魚商　炊夫　行商　配達夫　理髮
農　大工　畑草卷　漁業　日稼
酒屋男　以上十一種

◎逃亡及犯罪せし原因と認むへきものゝ區別
(逃)勞働を厭ふにより　三人
女色を貪るにより　二人
(亡)罰金未濟の通牒を受けたるより　一人
母の依托金を飮食に消費したるより　一人
(犯)怠情にして女色に耽るより犯罪　一人
收容の翌日已前の習慣により犯罪　一人

◎被保護人の本籍地名を區別すれは
東京六人　千葉二人　埼玉一人　群馬一人
栃木一人　茨城三人　宮城一人　秋田一人
長野一人　新潟六人　滋賀四人　福井一人
神奈川一人愛知一人　大阪一人　高知一人
熊本一人　函館一人

以上

明治三十五年一月調

備考

一　收容被保護人は總て元眞鴨監獄署在監人なり

一　保護所に寄宿中病床にありし者は四日間を最長とす

一　一月現在の被保護人は十一名

叙任辭令

五月二日

陸軍高等官七等　岩手縣典獄正八位勳七等　藤島　武司

五月五日

青森縣へ出張ノ序ヲ以テ關舘へ出張ヲ命ス　監獄事務官　小河滋次郎

五月十日

岡山縣廣島縣山口縣福岡縣佐賀縣　長崎縣熊本縣鹿兒島縣三池集治監へ出張ヲ命ス　司法省監獄局長　久保田貫一

法令

司法省訓令第一號　三十五年三月十九日

監獄作業規程左ノ通相定ム

（監獄作業規程ノ條面ノ部合ニ依リ略ス）

寄書

○刑事訴訟法草按を讀む

福泉鞠浦生

刑事訴訟法草案第六編は裁判の執行を規定し第四百一條より第四百二十四條に至る第四百一條に曰く「裁判の執行は其裁判を爲したる裁判所の檢事之を指揮す」「上訴の裁判又は上訴の取下に因り下級裁判所の裁判を執行す可き場合に於ては上訴裁判所の檢事其執行を指揮す」二項の場合に於て執行を受くへき被告人其事件に付き前審を爲したる裁判所の所在地に在るときは其裁判所の檢事前項の執行を指揮す」とあり是れ現行刑事訴訟法第三百二十條に「刑の執行は其刑を言渡したる裁判所の檢事又は上告裁判所より命を受けたる裁判所の檢事の指揮により之れを爲す」とあるを變更したるものなり之に依て看れば刑罰執行官は檢事なりと云ふを得へし第四百六條に曰く「死刑の執行は檢事裁判所書記及監獄署長の立會にて之れを爲すへし檢事又は監獄署長の許可を得たる者の外死刑執行の場所に入ることを得ず」と是れ現行刑法刑則第一條に「死刑は其執行を爲す裁判所の檢察官書記及監獄署長の立會より四人に死刑を執行すべきことを告示したる後獄丁をして之を決行せしむ」同第二條に「死刑を行ふ時は刑場の警戒を嚴にし執行に關する者の外刑場に入ることを許さず但し立會官吏の許可を得たる者は此限りに在らず」と云へる法文より轉化したるものなり之に依て看れば死刑の執行は現行法に依れば監獄署長の職權に屬し檢事は只監督に過ぎされども草案には執行すへき者を明示せざるが故に檢事之を行ふべきものなりや將た又監獄署長の行ふへきものなるや明かならざるの感無きに非されども法文中監獄署長の執行すへき事を明言せざるに於ては刑の執行に關する裁判手續及公訴手續等とは一種特別の政務にして之を混同視す可からず然れども公訴手續に對立する一科の政務なり故に政府は愛に觀る處ある在て司獄官の位置を高め以て刑檢事に對立せしめたる所以なり又監獄事務は一種特別の技能を要す故に巳往は警察官十五號を以て典獄に補したる時代ありしも明治三十二年勅令第三百一號を以て典獄資別任用令を改正せられたるも全く理由の存せざるなり尤に聞く檢事就會には典獄を評し法律上行刑に關し典獄の職權を認むるものなし檢事や典獄に行刑の指揮を與るはれ只監獄署長なるが故に然るなり典獄其物に行刑の指揮を與ふるに非す故に法律上行刑の指揮は監獄署長にさへ言ふは適法なるが故に其監獄署長や典獄署長記なると其他の人なるとは法律上問ふ處に非す畢竟典獄は無用の長物なり刑の執行は檢事之を指揮す故に監獄には檢事なくして直接に處理する時は刑罰要求の目的と行刑の本旨と實行とを調和せしむるを得ず尾質纏して好結果を得へし目下の監獄は感化のみに失し行刑の本旨を誤り居れりと唱ふるものありと嗚呼是れ何たる無言ぞや是の如き言を唱ふるものは人の理性と人倫を辨識せず人道を誤解して受刑者を入視せざる無情の惡念のみに驅られたるものにして監獄の何物たる事をも知らざる門外漢の痴言なりと評し敢て嚴駁を試むるの價値無きなり抑刑事手續は之を三大區別せざる可からず第一公訴に關する手續第二裁判審理に關する手續第三裁判執行に關する手續とし裁檢事之を掌理し裁判執行權は裁判事之を掌理し公訴權に相對立して活動を爲さしめざる可す裁判權と三權鼎足の勢を爲しに分立するを以て今亦之を喋々するを要せざるも公訴權は已に已く別異なる裁判執行權則行刑權を合併して檢事一人に處理せしむるは實に失當の甚しきものと云はざる可からず其理由を開陳せん

原則法たる第四百一條に依り執行の全權は檢事掌握すと云はざる可からず特に監獄署長に執行すへき事を命ぜられば當然檢事之を行ふものなりと見認めざる可からず現行法と草案とは主客を轉倒して其位地を異にし檢事の刑罰執行に關する權力を擴張せしものなりと云はざる可からず又第四百八條乃至第四百十一條を以て新案の規定を設け精神障礙に罹り又は疾病の爲めに刑の執行を爲す可からざる場合には刑の執行を停止せしむ其執行停止の全權を擧て之を檢事に委ぜり實に刑事訴訟法草案は檢事に偉大の監權を委ねんとするものなり而して第四百一條に所謂檢事の執行指揮とは如何なる意義を有するや文字解釋に依るときは自由刑の執行と云ふ時は執行の權を有するものや受刑者の身体を拘束し刑罰効果の總ての處遇を受刑者本人に施行するの云ひなり故に監獄職を適用して受刑者に獄衣を着せしめ定役囚に服役せしめ反則者に對しての懲罰を加へ其他在監中に於ける一舉一動に關する種種は皆な執行なる文字中に包含す指揮とは主動者より受動者に與る動力にして主從の關係を有し下命者と受命者との關係なり故に君臣若くは長官隷屬の關係を有するか如き地位の異なる場合に非されば常に使用せられざる語字なり罰金微收物件沒收等の場合は兎も角も自由刑執行を檢事が司獄官に指揮する場合も亦た此の意義に於て行はるへき乎監獄は司法大臣又は警視總監若くは地方長官の管理には官制の定むる處なり管理權を有せざる檢事が司獄官に對し指揮號令すること云ふが如きは實に命令怪々にして不穩當の法文なりと云はざる可からず案と臣とを間違へて與へたる語句なりと評せざる可からず草按の母法たる現行刑事訴訟法は舊治罪法第四百六十二條を繼受したるものなり執行指揮の文字由來ありと云へし舊治罪法制定當時は監獄至て幼稚にして最も下級の官吏をして事務を處理せしめ監獄事務の系統明かならざる等より獄事は檢察官の指揮に基く者とせしならん蓋し當時に於ける狀況は或は然らざるを得ざるものありしならん然れども元來刑事手續上判決確定前と

（未完）

と大に異なる點多々あり　故に特別官吏を以て之に任せざる可からず

第二公訴は犯罪事實に對し犯罪人を捜索し之に死物的法律を適合して科刑を要求するにあり　故に犯罪人を公敵なりと認め行ふべき行爲なりと之に反して裁判確定後行刑と云ふ事は罪人を感化し之を善良の民たらしめんとするにあり　故に受刑者を可憐なる一種の疾患者と見認め慈愛の心を以て之を救濟するの行爲なり　其性質全く正反對の方向に進むものなり　語を換て云ふ時は公訴權行使は惡人剿滅行爲なるも行刑たる監獄事業は惡人救濟行爲なり　其趣向異なるが故に之を同一の人に委するは　執れの方面より觀察するも不當たるを免かれず

第三檢事は受刑者の爲めに　先に公訴の原告者として敵視したるものなり故に受刑者能く此の感情を脱却して檢事の施すべき行爲は常に受刑者自身に取りて有益恩惠なりとの觀念を惹起し得へけんや　是れ行刑の本旨たる改悛遷善の發効に障礙を與ふるものなり

第四檢事は犯罪事實を取調べ　其免惡なるを實見し彼れが罪惡は恐るへく且つ憎むへしとの觀念は　先入主となり不知々々の間に受刑者を憎惡するの感情を全く離脱することを得さる恐れあり　是亦感化上盲ふ可からざる一大障礙なり

以上の理由あるが故に刑罰執行權を檢事に掌理せしむることは實に不當たること瞭然たり　現行法に於て刑罰執行を檢事が指揮することなり居るも　是れ指揮たるや　實際上只形式に過きすして一編の裁判確定の上又は確定に付て執行すへしとの通牒に過きす　刑罰執行の全權は典獄之を掌握するなり　故に余は現行刑事訴訟改正の曉には當然刑罰執行權は典獄之を掌理することなるへしと信ずるなり　然るに豈に斗らんや　改正刑事訴訟草按は檢事に刑罰執行權を依然與ふるものと爲すのみならず一層之を擴張したるは何事ぞや　余は陰に思ふ司法上の事務は宜しく裁判權成るを改正し裁判部公訟部執行部の三部に分ち裁判審理に關する事は裁判部に於て之を掌理し公訴手續に關する事は公訴部に於て處理し　裁判執行に關する事は一に執行部に於て處理し　裁判執行に關する重要事務たる刑罰及留置懲治の執行は勿論　執行停止及猶豫執行を遣たるもの、逋捕罰金償取物件沒收等の手續より監獄出獄復權の手續等に至る迄總て之を典獄に掌理せしむるを當然の決制なりと信ず　如之自刑の執行たる監獄事務は教育あり宗教に關する事あり工藝に關する事あり醫術に關する事あり衛生に關する事あり　種々の事務を有すれも一小社會的事業なるか如し　故に單純なる裁判訴訟事務と其趣きを異にし司法に關するものあり　內務に關するものあり　文部に關するものあり　農商務に關するものあり　此を以て之を或る一者の處管するは種々の點に於て不便なる處あり　故に一種特別の官廳を設立し全く司法大臣の監督若くは地方長官等の管理は離脱せしめ不羈獨立の行動を爲さしめざる可からずと思惟す

上述の理由あるが故に余は刑事訴訟法草按の修正せられんことを翼望に堪へさるなり　然れども余が絕叫は恰も蟷螂が龍車に向て斧鉞を試みんとするに異ならす　看讀諸君の失笑を受くる迄より知る處なりと雖とも私見を臚列すれは　終世其譏譴を覺知することを得ず　依て茲に素志を開陳し看讀諸君の叱正を受けんと欲するのみ

雜報追加

○貴夫人の監獄參觀

本月十五日板垣伯夫妻は女子同情會員なる夫人數名と共に市谷女監を參觀せり　一同共に此女囚の營々作業に餘念なき有樣を目擊せられ　且乳兒の可憐なる無邪氣にも獄に在つて獄を知らざるの姿は一層參觀者の心を惹き彼等の爲めに玩具菓子抔の寄贈を請ひ引取りたり。總体我國にては婦人の監獄參觀趣なきに殊に上流婦人の監獄事業に注意せらるゝに至りしは斯道の爲め最も賀すべきことゝもなり、

今左に其の氏名を掲ぐ

女子同情會委員

板垣伯爵夫人　板垣絹子
金澤堂主原亮三郎夫人　原禮子
內國生命保險會社長大野清敬夫人　大野清子
割引銀行頭取小野金六夫人　小野芳子
加藤元志夫人　加藤千代子
三井理事益田孝夫人　益田榮子
株式取引所支配人江口駒之助夫人　江口頴子
遞信省電氣試驗所長工學博士　淺野應輔夫人　淺野春子
土木請負業吉田寅松夫人　吉田芳子
成田火災保險會社長安藤謹介夫人　安藤菊子
肥料商平松芳次郎夫人　平松昌子

會報

○クルーゼン氏贈與品寄贈者人名　前號の續

沖繩縣監獄署
一、五〇〇　三井久陽
五〇〇　大橋彥太
五〇〇　德久龜市
奈良縣監獄署
一、五〇〇　奧村圖次郎
五〇〇　屋山朝太郎
五〇〇　尾木安太郎
五〇〇　米山信次郎
大分縣監獄署
一、五〇〇　上田定次郎
五〇〇　高原弘平

五〇〇　上田子之吉
北海道集治監
一、五〇〇　長屋又輔
一、〇〇〇　關省作
一、〇〇〇　鈴木重靜
一、〇〇〇　高橋可名
五〇〇　草刈二郎
十勝分監
一、五〇〇　山本重喜
五〇〇　村上宗五郎
五〇〇　富田照卓
五〇〇　識訪慶祿
三〇〇　吉野直矢
五〇〇　大沼安吉
三〇〇　安藤義導
三〇〇　中澤亮雄
三〇〇　田中福治
三〇〇　中島繁太郎
二五〇　鶴見鐵吉
網走分監
二五〇　小倉吉次郎
一、五〇〇　荒木賢愛
五〇〇　野間政德

五〇〇　安田作五郎
五〇〇　天野孝太郎
五〇〇　鈴木正潤
○第三期學校生徒
五〇〇　伊藤正賴
五〇〇　關牟田彥次郎
五〇〇　川喜田斧三郎
五〇〇　伊藤卯吉
五〇〇　飯澤彝三郎
五〇〇　田中登一
五〇〇　山岸治雄
五〇〇　西巻周策
五〇〇　藤田三郎
五〇〇　玉川吉太郎
五〇〇　山本千代樟
五〇〇　岩下安之進
五〇〇　片桐岩次郎
五〇〇　管喜一郎
五〇〇　入江武規
五〇〇　神吉資人
五〇〇　谷山景命
五〇〇　中村久馨
五〇〇　杉谷熊吉
（以下次號）

司法大臣清浦奎吾君著

明治法制史

再版

●用紙菊判上等質
●製本背皮金字入美本
●製本正價金貳圓
●郵稅金拾八錢
●並製正價金壹圓五拾錢
●郵稅金拾六錢
●警察學會々員諸君に限り一割引

維新以來我か法制は長足の進歩を爲したり然りと雖も一躍以て今日の盛境に達したるものに非す其進歩や固より歐米の制度に資したる所尠なきに非すと雖も既に三十年間の沿革を顧み更に遡りて建國以來の歴史に鑑みるときは如何に我か固有の文化か能く泰西諸國の制度を資用し消化するの力に富みたるを知るへし

本書は主として維新以來諸般の法制に就き各分類を分ち精密に其起原沿革を歴叙し其法制の梗概を擧示し脈絡貫通以て燦然たる典章の由て來る所を明にしたれは一讀の下能く現行法制の成立する以所を詳かにするのみならず之に由て仔細に研究せば又將來如何に我か法制の發達すへきかを推知するを得へし且つ本書は各法律の沿革發達を精論したるものなるにより自ら法令布達の索引となる便益あるか故に立法者は勿論司法行政の局に在る士を始め苟も法政の學に志ある諸彦は坐右の友として益あるへく又近來法制歴史の一斑を普通教育の科目に新設すへしとの議あるに際し教育家も亦一讀の價値あるへし、殊に著者は本書出版より生する利益を擧て慈善事業の資に投せられ、東京出獄人保護事業其他不良少年感化事業貧兒救養事業等の費に寄附せらるゝものなり、幣舖幸に刊行の榮を得たれは亦勤めて發賣の途を弘充し著者の清勞に報ひ芳志を空しからさらしめんことを欲し弘く大方の諸彦に謹告す、諸彦亦著者の芳志を賛成せられ諸官諸役場諸學校の圖書に備へらるゝは勿論諸彦の坐右に一本を供へられんことを希ふ

發行所　東京神田區裏神保町七番地（電話本局一四三六）　書肆明法堂

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE

PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 5. May, 1902.

VOL. XV.

CONTENTS.

Association Topic : –

Critism of revised Criminal Code draught by Penological view. II.

Leading Articles : –

Criminal reform.....Miss Hughes.
Of Aichi-jikeikai (The Aid of discharged prisoners Society) II.....Attomey-general Touru Tōdou.
Prison Architecture I.....Warden Chikami.

Miscellaneous:—

Of moral instruction I.....Shikyo Itou.
The necessity of unifom of prison diet .....Innami.
Prison business.....Betsuten-sei.

Statistics:—

The number-table of Prisoners at 31th day this year.....
The number-table of foreighner Prisoner .....

Current Events.

Ex-prisoner Society and Reformatory School :—

Ex-prisoners Aid Society of Mr. Matsumi (Tokyo).....

Contributions.

Association Notes:

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 3 Itchome, Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

明治三十五年五月二十日

發行人兼編輯人　磯村政富

印刷人　磯村発貞

發行所　東京市麹町區永樂町一丁目三番地　監獄協會

印刷所　東京市麹町區内幸町一丁目五番地　惠愛堂

（電話本局二千二百十六番）